

はじめに



歯と口腔の健康は、おいしくものを食べること、会話をしてコミュニケーションを楽しむことに深くかかわるものであり、私たちが生き生きとした生活を送る上でとても重要なものです。

口腔機能や口腔内の清潔を保つことが、誤嚥性肺炎の予防となり、また近年では、口に関するささいな衰えが、心身の機能低下につながるということが明らかになってきているため、歯と口腔の健康づくりの重要性は、ますます高まっています。

市民の皆様におかれましては、歯に痛みが出る、歯を喪失する、噛めないものが増えることで、改めて歯と口腔の健康の大切さを認識される方が多いかもしれません。しかし、症状が出る前から、適切な口腔ケアや定期的なかかりつけ歯科医への受診などにより、歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上に取り組むことが大切です。

さて、本市では、平成27年3月に「大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定し、歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進してまいりました。このたび計画期間の終了にともない、これまでの取組の中で、歯周病対策や口腔機能低下防止対策等が課題となっていることから、普及啓発や助言指導を通じて、市民の皆様が自ら歯科疾患の予防や口腔機能維持向上を積極的に推進できるよう、「第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、県や歯科医師会などの関係機関との連携をこれまで以上に強化し、取組を推進していきます。また市民の皆様お一人おひとりが、歯と口腔の健康づくりに自主的に取り組み、健康な歯と口腔で心身ともに健やかな生活が送れるよう、取り組んでまいります。

結びとなりますが、本計画の策定にあたり、市民意識調査等においてご意見をいただいた皆様、数々の貴重なご意見をいただきました関係者の皆様へ、心からお礼を申し上げます。

大和市長 大木 哲

毎月8日は「歯の日」です

歯と口腔の健康を守ることは、全身の健康を維持するために、とても大切です。

大和市では、歯と口腔の健康に意識を向ける機会として、毎月8日を「歯の日」と定めています。ご自身の生活を振り返り、以下のことを意識してみましょう。



毎日の歯みがき

歯と口腔の健康を守るために大切なことは、毎日の歯みがきです。

歯みがきでプラーク（細菌のかたまり）を落とすことで、お口の中を清潔に保ち、むし歯や歯周病、誤嚥性肺炎、口臭を防ぎます。

☆歯みがきのポイント☆

歯と歯ぐきの間・歯と歯の間
噛み合わせの面を重点的に

就寝前は特に丁寧に

歯ブラシは小刻みに動かす

歯ブラシは1か月に1回を
目安に交換

適度な力（150～200g）で



年に1度は歯科健診を

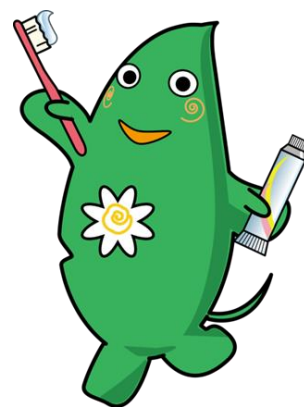
むし歯や歯周病は、自覚症状を感じたときはかなり進んでいます。

歯と口腔の健康を守るために、年に1度は歯科健診を受けましょう。



よく噛んで食べよう

お口の機能のささいな衰えは、全身の衰えにもつながります。よく噛むことは、むし歯や歯周病の予防のみならず、お口の機能の維持向上にも効果的です。ひとくち30回を目安に、噛んで食べることを意識しましょう。



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

毎月8日は、ご自分やご家族の歯と口腔の健康に目を向けてみましょう。

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間及び進行管理
- 4 第 2 次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画策定の基本的な考え方
- 5 計画の体系

第 2 章 第 1 次計画の評価

- 1 基本目標（評価指標）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 基本的施策（活動指標）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 3 章 基本理念

生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり・・・・・・・・・・ 1 0

第 4 章 基本目標

- 基本目標 1 歯科疾患の予防
- 基本目標 2 口腔機能の獲得及び維持・向上

第 5 章 基本的施策

基本的施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

基本的施策 1 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供・・・・・・・・ 1 3
コラム：女性と生まれてくるこどものお口の健康・・・・・・・・ 1 9

基本的施策 2 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施・・ 2 0
コラム：生涯を通じて健康な生活を育める口腔環境をつくりましょう・・ 2 4

基本的施策 3 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、
介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進・・ 2 5
コラム：お口のケアに便利な用具を活用しよう・・・・・・・・ 2 7

基本的施策 4 口腔がん対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
コラム：からだの元気はお口の健康から～よく噛んで、脳を活性化させよう～・・ 2 9

基本的施策 5 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成・・・・・・・・ 3 0

基本的施策 6 その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策・・ 3 1
コラム：オーラルフレイルを予防して健康長寿を目指そう・・・・・・・・ 3 2

附属資料

大和市民の現状	3 4
食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査結果(概要)	
その他	4 1
評価指標と目標値の考え方	4 7
計画策定の経過	5 1
用語解説	5 2
歯科口腔保健の推進に関する法律	5 5
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	5 8
大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例	6 1

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

歯と口腔の健康や口腔機能維持は、食事や会話を楽しむなど生活の質を向上させ、いつまでも元気に生活していくうえで欠かすことのできないものとなっています。また平成30年3月に「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」にオーラルフレイル（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策が盛り込まれるなど、歯科口腔保健の重要性はますます高まっています。

本市は、歯と口腔の健康づくりを積極的に推進していくため、平成26年4月に大和市歯と口腔の健康づくり推進条例（以下「条例」という。）を制定し、また、翌年3月に「大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定することで、具体的な取組を進めてきました。このたび、同計画は平成30年度をもって計画期間が終了することから、現状と課題を考慮した取組の追加と充実を目的に「第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は条例第8条に基づき策定するものであり、また策定にあたっては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」及び健康都市やまと総合計画、第2次大和市食育推進計画、その他関連計画との整合を図ったものとします。

3 計画の期間及び進行管理

計画期間は総合計画の目標年次に合わせて2019年度から2023年度までの5年間とします。

各施策の取組の達成状況については、事務事業評価などにより毎年度検証し、必要に応じて改善等を行います。また、計画の最終年度には市民意識調査を実施し、次期計画策定に向けた評価を行います。

4 第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画策定の基本的な考え方

歯科疾患予防のための普及啓発や定期的な歯科受診等を促していくことが課題となっていることから情報提供や助言指導等により、自ら口腔機能維持向上を積極的に推進できるよう取組を追加・充実させた計画とします。

5 計画の体系

歯及び口腔の健康づくりに関する基本目標と条例第7条に定める基本的施策の具体的内容を定めます。計画の目標達成に向けて「基本的施策」の下に位置づける「具体的な取組」を拡充します。

健康都市やまと総合計画

健康都市やまと

人の健康

まちの健康

社会の健康

基本目標1

いつまでも
元気でいられるまち



大和市歯及び口腔の
健康づくり推進計画

条例第8条において、基本的施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画の策定を、義務づけています。

第2章 第1次計画の評価

1 基本目標（評価指標）

〔◎〕 直近値が該当年目標値を達成

〔△〕 直近値が該当年目標値に近づいているが未達成

〔×〕 直近値が基準値より悪化

〔―〕 直近値が把握できない

区分	評価指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
基本目標（１） 歯科疾患の予防	3歳児でう蝕のない者の増加	3歳6か月児健康診査で、う蝕なしと判定された者の割合	83.9%	95%	87.0%	△	策定時（83.9%）より増加しましたが目標値には達していません。	う蝕のない者の割合は、年々、増加傾向にありますが、目標値には達していません。1歳児育児教室や、1歳6か月児歯科健康診査、2歳児歯科相談、地域の子育てサロンなどにおいて、保護者に食習慣や歯みがき習慣、ブラッシング指導等口腔衛生に対する意識の啓発を行います。
	中学校1年生でう蝕のない者	市立中学校で実施する定期健康診断で、う蝕がないと判定された中学校1年生の割合	61.2%	70%	73.2%	◎	策定時（61.2%）から今回調査（73.2%）と増加しています。	う蝕のない者の割合は、年々、増加傾向にあります。歯科疾患の予防や早期発見のために、市立中学校で歯科健診を実施し、生徒が正しい歯みがきや食の習慣を見直すきっかけとなるよう、継続的に促すことが課題と考えます。
	中学校1年生の一人平均むし歯数の減少	神奈川県12歳児学校歯科健康診査結果調査における一人平均むし歯数 (平成22年度)	1.2本	1本未満	0.5本	◎	策定時（1.2本）から今回調査（0.5本）と減少しています。	むし歯の本数は、年々、減少傾向にあります。歯科疾患の予防や、早期発見のため、市立中学校で歯科健診を実施し、生徒が正しい歯みがきや食の習慣を見直すきっかけとなるよう、継続的に促すことが課題と考えます。
	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	市立小学校で実施する定期健康診断で、歯肉に炎症所見を有すると判定された者の割合	11.4%	10%	11.5%	△	策定時（11.4%）から今回調査（11.5%）と増加しています。	歯肉に炎症所見を有する児童の割合は、策定時と比較して増加していますが、過去の実績より総合的に判断し、△の評価とします。今後も引き続きブラッシング指導により、正しい歯みがきの仕方習得し、習慣化させることが課題と考えます。
	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	市立中学校で実施する定期健康診断で、歯肉に炎症所見を有すると判定された者の割合	22.2%	20%	23.9%	×	策定時（22.2%）から今回調査（23.9%）と増加しています。	歯肉に炎症を有する生徒の割合は、策定時より増加傾向にあります。中学生ころになるとホルモンのバランスや歯の萌出等により歯肉が腫れやすい状況になってしまうので、正しい歯みがきの仕方を見直し、歯肉の炎症や、歯周病について理解させることが課題と考えます。
	40歳でう蝕を有する者の減少	成人歯科健康診査において、う蝕を有すると判定された者（40歳）の割合	46.1%	30%	43.5%	△	策定時より減少しましたが、目標値には達していません。	40歳のう蝕の有病率は、40%代で、横ばいであり、目標値には達していません。目標値達成のため、治療の受診勧奨に加え、う蝕予防と早期治療のための口腔ケアと定期健診の重要性を伝えていく必要があります。

区分	評価指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
基本目標（１） 歯科疾患の予防	60歳でう蝕を有する者の減少	成人歯科健康診査において、う蝕を有すると判定された者（60歳）の割合	現状値なし	30%	41.0%	—	策定時には未実施であったため今回評価はできませんが、平成26年度（57.5%）平成27年度（39.3%）と推移しています。	60歳のう蝕の有病率は、年度によりばらつきがあります。目標値達成のためにも、治療の受診勧奨に加え、う蝕予防と、早期治療のための口腔ケア、さらに、定期健診の重要性を伝えていく必要があります。
	40歳で歯周疾患を有する者の減少	成人歯科健康診査において、歯周疾患を有すると判定された者（40歳）の割合	45.7%	35%	75.0%	—	平成29年度より判定方法が変更となったため評価は難しいです。	平成29年度より歯肉出血が判定基準に含まれるようになったため、該当者が増加しました。歯肉出血のみの人は、平成29年度で14.0%であり、歯周病（歯肉炎と歯周炎を含めた総称）の初期段階の人が、多い現状にあります。歯周病が進行し歯を支える骨が破壊される前に予防をする必要があります。歯科医院受診の必要性と具体的な口腔ケアの方法を伝えていく必要があります。
	60歳で歯周疾患を有する者の割合	成人歯科健康診査において、歯周疾患を有すると判定された者（60歳）の割合	現状値なし	65%	79.2%	—	策定時未実施、また平成29年度より判定方法が変更となったため評価は難しいです。	平成29年度より歯肉出血が判定基準に含まれるようになりました。歯肉出血だけの人は平成29年度で3.3%と少なく、ほとんどの人が歯周病が進行している現状です。治療等が必要のため、健診後の歯科医院の受診を確実に促すとともに、具体的な口腔ケアの方法を伝えていく必要があります。
	40歳で喪失歯がない者の増加	市民意識調査で、歯が28本以上あると回答した市民（40歳）の割合	66.7%	75%	68.3%	△	策定時（66.7%）より今回調査（68.3%）と増加しましたが目標値に達しませんでした。	策定時より1.6ポイント増加しましたが目標値には達していません。今後も定期健診の重要性や具体的な口腔ケアの方法を引き続き周知していくことで、さらなる増加を目指します。
	60歳で25歯以上の自分の歯を有する者の増加	市民意識調査で、歯が25本以上あると回答した市民（55～64歳）の割合	53.4%	60%	61.5%	◎	策定時（53.4%）より今回調査（61.5%）と増加し、目標値を達成しました。	策定時より8.1ポイントと大きく増加しました。今後も定期健診の重要性や具体的な口腔ケアの方法を引き続き周知していくことでさらなる増加を目指します。次期計画の指標としては矯正治療等で歯を抜くケースもあることから、国や県の指標に合わせ、24本以上に変更します。
	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の増加	市民意識調査で、歯が20本以上あると回答した市民（75～84歳）の割合	57.4%	65%	50.4%	×	策定時（57.4%）より今回調査（50.4%）と減少しました。	策定時より7ポイント減少しました。加齢とともに歯を失うリスクは高まりますが、成人歯科健診の結果でも歯周疾患の割合が各年代で7割を超えており、歯を失うことにつながるものが考えられます。歯周病対策や、口腔機能低下防止に向けた対策を、すすめていきます。

区分	評価指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
基本目標（２）口腔機能の獲得及び維持・向上	3歳児で不正咬合等が認められる者の減少	3歳6か月児健康診査で、不正咬合等が認められる者の割合	7.1%	5%	8.3%	—	策定時（7.1%）から今回調査（8.3%）と増加しましたが、評価が難しいです。	客観的な指標ではないため不正咬合をもつ幼児が増加しているかどうかの評価が難しいと考えます。県、国の計画には指標の掲載がありますが第2次計画の指標としては、削除します。
	40歳で歯列・咬合に異常がある者の減少	成人歯科健康診査で、歯列・咬合に異常があると判定された者（40歳）の割合	17.6%	15%	11%	◎	策定時より減少、また平成27年度（17.0%）平成28年度（16.7%）と減少傾向にあり目標値を達成しました。	歯列、咬合異常の割合は徐々に減少しています。歯列・咬合異常は主にう蝕による歯質の欠損や、歯周病、歯の喪失によることが多く、密接な関係があります。第2次計画の指標においては、歯科・咬合異常ではなく直接原因の指標であるう蝕、歯周病歯の喪失に統一します。
	60歳代における咀嚼良好者の増加	市民意識調査で、なんでもよく噛んで食べることができると回答した者（60歳代）の割合	60.9%	70%	65.6%	△	策定時より増加しましたが、目標値には達しませんでした。	7割近くの人が「なんでもよく噛んで食べることができる」と回答しています。口腔ケアや、咀嚼の重要性の普及啓発、また口腔機能低下防止の取り組みを通じて、さらなる増加を目指します。
	70歳代における咀嚼良好者の増加	市民意識調査で、なんでもよく噛んで食べることができると回答した者（70歳以上）の割合	75.4%	80%	73.8%	△	策定時よりやや減少し目標値に達しませんでした。	策定時より減少しましたが、大きな減少ではなく、60歳代よりも、高い割合となっているため、△の評価とします。年代別に見ると「なんでもよく噛んで食べることができる」と回答した人の割合は、どの年代よりも70歳代が最も多くなっています。よく噛める状態を保つために、引き続き口腔ケアや咀嚼の重要性、定期的な歯科健診についての普及啓発、また口腔機能低下防止の取り組みを進めていきます。

2 基本的施策（活動指標）

区分	活動指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
基本的施策（１） 情報収集及び提供	1歳6か月児歯科健康診査の受診率	1歳6か月児歯科健康診査の受診率	90.9%	100%	89.9%	△	策定時(90.9%)から、今回調査(89.9%)と概ね横ばいです。	1歳6か月児歯科健康診査は、横ばい傾向にありますが、目標値に達していません。本来は、対象者全員が受けられることが望ましいと考えます。引き続き、対象者へ受診勧奨を行います。
	3歳6か月児健康診査（歯科）の受診率	3歳6か月児健康診査（歯科）の受診率	93.3%	100%	95.5%	△	策定時(93.3%)から、今回調査(95.5%)と増加しましたが、目標値には達していません。	3歳6か月児健康診査は市内の各就園先への受診勧奨を強化したこともあり、年々増加傾向にあります。本来は対象者全員が受けられることが望ましいと考えられます。引き続き、受診勧奨を行います。
	市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	現状値なし	7,500人	6,729人	◎	目標1500人／年に対して、1,682人／年となり、目標を達成しました。（目標設定時は5年で計上しましたが、累計期間が4年のため）	毎年3学年を中心に各校1学年にて実施しました（全19校中2校については自校で実施）児童の健やかな成長のため、低学年のうちにブラッシング指導を受けることは有意義なものでありますので、今後も継続していきます。
				累積5年	累積4年			
	成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	歯をテーマに成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	150人	200人	286人	◎	策定時（200人）から、年々増加し、今回調査（286人）で、目標を達成しました。	平成28年11月にシリウスがオープンし、健康テラスでの講座を開始したこともあり、増加しました。今後も、参加状況を見ながら内容を検討し講座を開催していきます。
	一般介護予防事業の口腔セミナー等への参加者数	一般介護予防事業の口腔セミナー等への参加者数	30人	100人	191人	◎	策定時（30人）から、今回調査（191人）と、増加しています。	講座開催回数を増やしたことで、参加者数を増やすことができました。今後も、対象者数の増加が見込まれるため、更に参加者数を増やしていきたいと考えています。

策定	活動指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
基本的施策（２） 歯科健康診査の実施	1歳6か月児歯科健康診査の受診率（再掲）	1歳6か月児歯科健康診査の受診率	90.9%	100%	89.9%	△	策定時（90.9%）から今回調査（89.9%）と、概ね横ばいです。	1歳6か月児歯科健康診査は、横ばい傾向にありますが、目標値には達していません。引き続き、対象者へ受診勧奨を行います。
	3歳6か月児健康診査（歯科）の受診率（再掲）	3歳6か月児健康診査（歯科）の受診率	93.3%	100%	95.5%	△	策定時（93.3%）から今回調査（95.5%）と、増加しましたが、目標値には達していません。	3歳6か月児健康診査は市内の各就園先への受診勧奨を強化したこともあり、年々増加傾向にあります。本来は対象者全員が受けられることが望ましいと考えられます。引き続き、受診勧奨を行います。
	市立小学校における歯科健診実施校数	市立小学校における歯科健康診査実施校数	19校	19校	19校	◎	策定時（19校）と、今回調査（19校）で変更ありません。	学校保健安全法で実施が義務づけられています。次期計画においては、指標からは削除します。
	市立中学校における歯科健診実施校数	市立中学校における歯科健康診査実施校数	9校	9校	9校	◎	策定時（9校）と、今回調査（9校）で変更ありません。	学校保健安全法で実施が義務づけられています。次期計画においては、指標からは削除します。
	成人歯科健診の受診率（50歳、60歳、70歳は現状値なし）	成人歯科健康診査の受診率	40歳：6.2%	全年齢10%	7.2%	—	50歳、60歳、70歳については、平成26年度から開始しましたが、策定時と比較するのは難しいですが、目標値には達していません。	全年齢で、目標値に達していませんが、平成29年度は広報活動を行ったにもかかわらず受診率が低下しました。受診率が低い原因を検証し、受診率向上をはかることが、課題です。
	健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診している人（20歳以上）の割合	市民意識調査で、健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診していると回答した者（20歳以上）の割合	44.9%	60%	51.6%	△	策定時よりも割合が高くなりましたが、目標値には達していません。	策定時から増加しましたが5割近くの方は、健診目的で1年に1回以上歯科受診をしています。歯と口腔の健康状態を定期的に確認し、疾患増悪を未然に防ぐ為にも、1年に1回以上の歯科医院受診や、かかりつけ歯科医院をもつこと等の重要性について市民へ啓発していくことが、課題です。

区分	活動指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
障がい者・基本的施策(3)	大和市保健福祉センターにおける障がい者(児)歯科健診の受診者数	障がい者(児)歯科健診の受診者数	45人	60人	37人	△	策定時からはやや減少し平成28年度結果と同じ37人となっています	障がい者(児)が受診可能な歯科医院は増加していますが受診が困難な方もおり、現在も新規利用申し込みがあります。受診者一人一人に時間を確保でき、むし歯や歯周病等の予防や日常のケアについて細やかな指導ができるため、今後も、本事業の継続が必要です。
	障がい者施設への訪問によって、歯科健診や口腔ケア指導を行った障がい者(児)数	障がい者施設への訪問により歯科健診や口腔ケア指導(歯科衛生教室)を行った障がい者(児)数	33人	100人	62人	△	平成27年度より、歯科衛生教室の開催回数を増やしたことで策定時より増加していますが、平成28年度85人からは減少しています	障がい者施設からの希望は、増加していますが、利用者の当日の体調等の関係で、申し込み人数と受診数に差が生じています。障がい者の方が、適切な口腔衛生習慣を、身につけたり、歯科受診につなげられるような、効果的な実施方法の検討が必要です。
	ケアマネジャーに歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発した回数	大和歯科医師会が介護支援事業者やケアマネジャーに歯科口腔保健管理に関する指導、助言を実施した回数	年に1回	年に1回	0回	×	策定時「年に1回」から、今回調査「0回」となっております。	各年度とも実施の調整がつかず実施に至りませんでした。ケアマネジャー等介護従事者に歯科保健の知識を提供することは重要であるため、ケアマネジャー連絡会等の機会を通じて啓発していきます。
基本的施策(4)	口腔がん検診の受診者数	口腔がん検診の受診者数	62人	100人	74人	△	定員の拡大もあり、策定時より受診者数は増加しました。	定員を上回る申し込みにより抽選となり希望者全員が受診できない回がありました。歯科医師会と連携して効果的な口腔がん検診の実施や周知方法について検討していく必要があります。

区分	活動指標	データ根拠	策定時 平成25年度	目 標 平成30年度	今回調査 平成29年度	評定	結果・評価等	
							①結果	②評価
健康づくりに取り組む人材の育成 基本的施策（5）歯及び口腔の	8020運動推進員が普及啓発活動を行った市民の人数	8020運動推進員が普及啓発活動を行った市民の数	6,261人	25,000人	3,039人	×	普及啓発を行った人数は策定時より減少していますが、平成27年度（2,119人）、平成28年度（2,247人）と比較して増加傾向にあります。	目標値には達していません。今後は、大和市内の8020運動推進員の活動人数とこれまでの年間普及者数から普及目標人数を再設定して、より多くの方に普及できるよう、大和センターと連携して8020推進員の支援を行っていきます。

第3章 基本理念

生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり

生涯にわたり、健康で充実した生活を送ることは、みんなの願いです。歯と口腔の健康は、そんな願いを叶えるための入り口です。

歯と口腔は、生きるために必要な、食べ物を噛んで飲み込むこと、コミュニケーションを図るために必要な、話すことや笑うなどの表情をつくることにとって、重要な役割を担っています。

また、歯の喪失が身体機能の低下をもたらすこと、歯周病の原因菌が糖尿病の悪化や、心筋梗塞脳梗塞などの発症に影響を与えていることも明らかになっています。生活習慣病の予防や、高齢になっても自分の歯で食べられるようにするためには、若い頃からの口腔ケアの習慣化等が大切です。

このことから、歯と口腔の健康づくりは、生き生きとした生活を送るために欠かせないものであり市民の自主的な取組を促しながら、保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策や、その関係者との相互連携を図りつつ、生涯を通じて切れ目のない歯と口腔の健康づくりの取組を推進していきます。

第4章 基本目標

基本目標1 歯科疾患の予防

むし歯や歯周病などの歯科疾患が、全身の健康にさまざまな影響を及ぼすことが近年明らかになってきました。さらに、むし歯や歯周病などによる歯の喪失は、口の些細なおとろえにつながり、それを放置してしまうと心身の機能低下にまで及ぶと言われています。

このように、歯の健康は、全身の健康や生活の質に大きな影響を及ぼすことから、生涯にわたり歯を丈夫に保ち、喪失しないようにすることが必要です。各ライフステージにおいて、むし歯や歯周病等の歯科疾患を予防し、歯の喪失を予防する取組が重要となります。

基本目標2 口腔機能の獲得及び維持・向上

口腔機能は、噛む、食べる、飲み込む、発音・発語などの生きていくうえで欠かせない役割が多いです。人は生まれながらにして口腔機能の全てを備えているわけではありません。その機能の多くは獲得していくものです。乳幼児期では、適切な口腔機能の獲得と育成、学齢期では、獲得した機能をさらに育成するとともに口腔の健全な成長発育を促す取組が必要です。また、成人期及び高齢期においては、健康寿命延伸のためにも口腔機能の維持・向上をはかることが必要です。

このため各ライフステージにおける口腔機能の獲得及び維持向上へ向けた取組が重要となります。

第5章 基本的施策

基本的施策の展開

基本目標を達成するため条例第7条に規定する6つの基本的施策に取り組みます。

基本的施策1及び2は、歯と口腔の健康状態が、成長、発育の度合いや各年代における生活習慣、家庭や社会環境に大きく影響を受けるものであることから、ライフステージ（乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期）ごとの特性を踏まえて取り組むものとします。

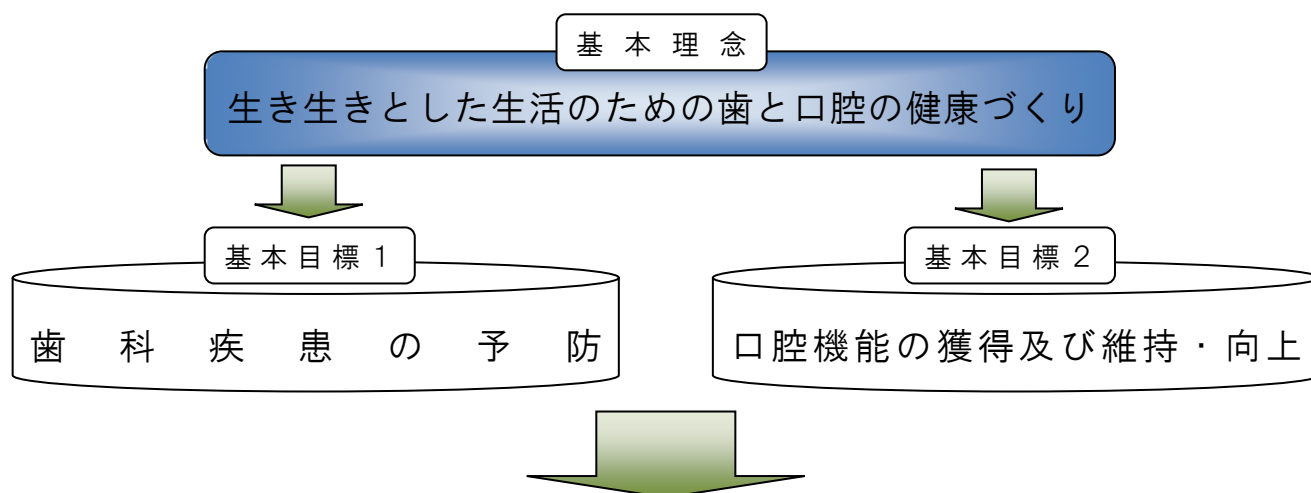
基本的施策3から6は、歯及び口腔の健康づくりを全般的に推進していくために取り組むものとします。

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例 ～抜粋～

（基本的施策）

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- （1）歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供に関すること。
- （2）歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること。
- （3）歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- （4）口腔がん対策に関すること。
- （5）歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成に関すること。
- （6）その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。



条 例 第 7 条 に 定 め る 基 本 的 施 策	ライフステージ			
	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期
1 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供	○	○	○	○
2 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施	○	○	○	○
3 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進			○	
4 口腔がん対策			○	
5 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成			○	
6 その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策			○	

基本的施策 1

歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供

正しい歯みがきや口腔ケアなどの口腔機能の維持向上をはじめとする歯及び口腔の健康づくりは、全身の健康の維持増進に寄与します。あらゆる機会を活用しながら、市民の自主的な取組を支援し、ライフステージごとの特性に合わせて、わかりやすく市民に情報提供や普及啓発を行っていきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
1歳6か月児歯科健康診査の受診率	89.9%	93%
3歳6か月児健康診査（歯科）の受診率	95.5%	98%
市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	6,729人 （累積：4年間）	7,500人 （累積：5年間）
妊婦歯科健康診査の受診率	27.2%	32%
成人歯科健康診査の受診率	40歳： 5.6%	10%
	50歳： 5.2%	10%
	60歳： 7.3%	10%
	70歳： 10.8%	15%
成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	286人	300人
やまと食育フェアや健康都市やまとフェア等のイベントで歯と口腔の健康づくりについて啓発を行った人数	433人	500人
高齢の方向けの口腔セミナー等への参加者数	191人	250人

乳幼児期

<現状・課題>

○就寝前に歯みがきの習慣がある子どもは6割程度となっています（P.36）。乳幼児期からの口腔ケアの習慣化、年齢及び口腔内の発達状況に応じた口腔ケア法を普及啓発していくことが必要です。

○乳幼児期の間食回数は多くが2回以下、ジュースやイオン飲料等を毎日2回以上摂取する割合は0～2歳の3.0%から、3～5歳では16.7%と増加します（P.35）。間食や、甘い飲み物を与える頻度が高いとむし歯の原因となり、乳歯のむし歯は、永久歯のむし歯や歯並びに影響を及ぼすことから、乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣を獲得できるよう啓発することが必要です。

○1歳6か月児では、むし歯のない子どもの割合が99%を超えていますが、3歳児となると87%程度まで減少しています（P.41）。特に、1歳6か月以降の乳歯が生えそろう時期の適切な食生活や口腔清掃などの生活習慣についての普及啓発等が課題であると考えられます。

この時期のポイント

子どもの発育・発達状況は個人差が大きく、個々の状況に応じた口腔機能の育成が必要となります。口腔機能の発達は全身の健康と密接に関わりがあり、口腔の健康から健やかな成長がはじまることを、保護者が正しく理解し、実践することが重要になります。具体的には、子どもの歯科疾患等に関する知識、食生活及び発達の程度に応じた歯と口の清掃方法、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識、口腔機能の獲得に悪影響を及ぼす習癖等について普及啓発を行います。

具体的な取組

担当

- ・乳幼児の保護者を対象に、育児・離乳食等の教室で情報提供と意識啓発を推進
- ・1歳6か月児、3歳6か月児とその保護者を対象に、歯みがき指導、歯科相談、食事指導、栄養相談を実施
- ・2歳児とその保護者を対象に、歯科相談と歯科・口腔の健康に関する情報提供を実施
- ・妊娠期から親自身の口腔内環境を見直すことで、生まれてくる子どもが正しい食習慣や歯みがき習慣を身につけ、健康な口腔内環境を獲得できることにつながるよう、情報提供を実施
- ・保育所や児童発達支援機関との連携を強化し、発達の段階や家庭環境等により規則正しい生活習慣が確立しづらい子どもの口腔ケアを推進
- ・シリウスやポラリスで、保健師が乳幼児の保護者に対し、歯科保健に関する講座を実施
- ・子育てサロンで、地域の要望に応じて歯と口腔の健康づくりについての情報提供と意識啓発を実施
- ・大和歯科医師会による、永久歯萌出期歯科保健指導等の実施を支援

すくすく子育て課

- ・つどいの広場「こどもーる」で親子を対象とした歯科講習会を実施

こども総務課

公立保育所で歯科口腔保健の取組を実施

- ・食後の歯みがき時間の設定
- ・むし歯予防デーにちなんだ園児への啓発
- ・園だよりによる保護者への啓発
- ・市保健師による園児と保護者又は保育所近隣地域の親子への歯みがき指導
- ・8020運動推進員による園児への健口体操^{けんこうたいそう}の推進

ほいく課

- ・2歳から未就学児童を対象にブラッシング指導、矯正相談を実施
- ・永久歯萌出期歯科保健指導を実施
幼稚園または保育園にて4、5歳児とその保護者、教諭を対象に歯科医師、歯科衛生士によるブラッシング指導の実施

大和歯科医師会

- ・重度う蝕ハイリスクの幼児に対し歯科検診・フッ化物を応用した支援、保護者への保健指導を実施
- ・フッ化物洗口等のむし歯予防法について養育者への情報提供を実施

厚木保健福祉事務所
大和センター

学齡期

<現状・課題>

○学年が上がるとともにう蝕、歯周疾患が増えて、とくに中学生になると増加しています（P.42）。児童生徒が自らの歯と口腔に関心を持ち、規則正しい生活習慣や口腔のセルフチェックとセルフケアの習慣を身につけることが必要です。

○仕上げみがきをしている割合は3～5歳では94.4%ですが、6～8歳になると44.0%と減少しています（P.36）。歯みがき習慣が身につくように意識させることは大切ですが、とくに6歳臼歯は、子ども自身の歯みがきでは、すみずみまでみがけないため、10歳前後までは仕上げみがきが必要です。正しい口腔ケアについて子どもだけでなく保護者への普及啓発もしていく必要があります。

この時期のポイント

心身ともに発達が著しく、自分の力で様々なことができるようになる時期です。歯と口腔の健康を自覚できるようになるため、むし歯や歯ぐきの状態の変化などの口腔内の変化に気付くことができる自己観察力を身につけ、自発的なブラッシングを心がけるなど歯と口腔の健康を守る力を育てます。具体的には、歯科疾患等に関する知識、食生活及び発達の程度に応じた歯と口の清掃方法、口腔外傷の予防等について普及啓発を行います。

具体的な取組

担当

・市立小学校の主に3年生を対象に歯科衛生士によるブラッシング指導を実施

指導室

・健康診断実施前の特別活動の時間において、養護教諭が歯と口腔の健康づくりに関する指導を実施し、児童の歯と口腔に対する意識を啓発
・保健体育の授業において、口腔ケアについてや、むし歯・歯周病予防、口腔外傷予防についての指導を実施
・児童による保健委員会活動において、むし歯予防の啓発活動を実施

市立小学校

・保健だよりや掲示物、健診時での意識啓発を推進

市立小学校

・毎月8日の「歯の日」に歯と口腔の健康についての校内放送を実施

市立中学校

成人期

<現状・課題>

○妊婦歯科健康診査の結果では、う蝕有病率が30～40%、歯肉の炎症がある人の割合が27～28%となっています（P.43）。妊娠期の生理的変化は口腔内環境に影響し、むし歯や歯周病が進行しやすい状態になります。また、妊婦の口腔と全身の健康状態は、生まれてくる子どもの口腔環境にも影響するので、口腔の健康づくりについての情報提供が必要です。

○成人歯科健康診査の結果、歯周疾患の有病率は各年代で7割を超えています。若い世代では歯肉出血のみの割合が高く、年代が進むと進行した歯周疾患の状態の割合が高くなります（P.45）。

40歳代までの歯肉出血の状態を改善、予防することが、50歳代以降の進行した歯周疾患を増加させないために重要です。若いうちから正しい口腔ケアや、定期的な歯科健診とかかりつけ歯科医をもつことの必要性について普及啓発していく必要があります。

○咀嚼回数については10～19回が最も多く、次いで9回以下、目安とされる30回以上の割合は4.4%となっており咀嚼回数として少ない傾向があります（P.38）。噛むことは歯科疾患の予防や全身の健康維持に関連があるため、よく噛んで食べることについて普及啓発していく必要があります。

○歯の健康と全身疾患との関連について知っている人の割合は54.4%でした（P.39）。

歯周病と糖尿病等生活習慣病との関連性など、全身の健康と歯と口腔の健康との関連性について普及啓発を行うことが必要です。

この時期のポイント

学業、仕事、育児や介護等の忙しさにより、生活リズムが乱れ、口腔ケアが不十分となって、歯科疾患を患う方が増加しやすい時期です。健全な口腔状態を維持するために、口腔状態と全身の健康との関係（歯周病と糖尿病・早産低体重児出産等の関係性や喫煙が歯肉に及ぼす影響等について等）また、歯科疾患予防や早期発見・早期治療のために、定期健診やかかりつけ歯科医をもつことの必要性について普及啓発し、食事や口腔ケアを含む生活習慣の見直しや、適切な自己管理を促します。

具体的な取組

担当

・子育て何でも相談・応援センターにて、母子健康手帳交付時に保健師が、すべての妊婦に面接を行い、妊娠期の歯科保健や妊婦歯科健康診査の必要性について情報提供を実施 ・妊娠中の女性とその夫を対象とした母親父親（プレママ・パパ）教室で、親自身が口腔衛生を保ち、正しい口腔ケアの方法を身につけられるように、情報提供等、啓発を実施	すくすく子育て課
・シリウス健康テラスや健康普及員活動など、地域住民の交流の場で、むし歯や歯周病を予防するために、口腔ケアの方法や口腔機能の維持向上の方法などについて、保健師が保健指導を実施 ・保健師、管理栄養士による個別訪問において、生活習慣病予防のために食生活や歯みがきの方法、喫煙状況などの聞き取りを行い、状況に応じた助言、指導を実施 ・毎月8日の「歯の日」に、歯及び口腔の健康づくりについて、市役所本庁舎と保健福祉センターの来庁者に向けての館内放送を実施 ・やまと食育フェア・健康都市やまとフェアで、歯と口腔の健康づくりについての意識を啓発、歯科相談を実施 ・歯と口の健康週間に合わせ、広報やまとに歯と口腔の健康づくりについての特集記事を掲載	健康づくり推進課
・健康普及員や食生活改善推進員、介護予防サポーターが8020運動推進員となり、けんこうたいそう健口体操についての健康教育を実施	健康づくり推進課 高齢福祉課
・健康都市やまとフェアで歯と口腔の健康づくりについての意識を啓発	大和歯科医師会
・健口かながわ5か条（P.29 参照）及び歯間清掃に関する情報提供の実施 ・妊婦及び40歳未満の希望者を対象に歯周疾患検診と歯科保健指導を実施	厚木保健福祉事務所 大和センター

高齢期

<現状・課題>

○残存歯数は、年代が進むごとに少なくなっています（P.39）。歯の喪失は、口腔機能の低下と関係することから、高齢期の歯の喪失の大きな原因である歯周病を予防するため、正しい口腔ケアや、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診やクリーニング等を受けること等の必要性についての普及啓発が必要です。

○「なんでもよく噛んで食べることができる」と回答した人の割合は、70歳以上でもっとも高くなっています（P.38）。おいしく楽しく食事を続けるためには、口腔機能の維持向上が必要です。口腔機能低下は、低栄養や誤嚥性肺炎を誘発したり、健康寿命に影響することから、対象に応じた口腔機能低下予防方法についての普及啓発が必要です。

この時期のポイント

食べる、話す、笑うなど、日常生活の中で多くの役割を担っている口腔機能は、歯の喪失や加齢全身疾患などの要因により低下します。そのため、日々の口腔ケアをしっかりと行い口腔機能を維持していくことは、豊かな食生活と健康維持のために重要です。この時期の特徴を踏まえ、口腔の状態と全身の健康との関係についてや、口腔に関する知識や機能低下の予防方法、定期健診やかかりつけ歯科医で定期的なクリーニング等を受けることによる歯の喪失や口腔機能低下を予防することの重要性についての普及啓発を行います。

具体的な取組

担当

- ・ シリウス健康テラスや健康普及員活動などの、地域住民の交流の場等で、歯周病や歯の喪失を予防するために、口腔のケア方法や機能の維持向上などについて、保健師が保健指導を実施
- ・ 保健師、管理栄養士、歯科衛生士による個別訪問において、生活習慣病やフレイル予防のために食生活や歯みがきの方法などの聞き取りを行い、状況に応じた助言、指導を実施
- ・ 高齢の方の交流の場（ひまわりサロン等）で健口体操^{けんこうたいそう}を実施
- ・ 市役所本庁舎と保健福祉センターの来庁者に向けて、毎月8日の「歯の日」に歯及び口腔の健康づくりについての館内放送を実施
- ・ やまと食育フェアや健康都市やまとフェアで、歯と口腔の健康づくりについての意識を啓発、歯科相談を実施
- ・ 歯と口の健康週間に合わせ、広報やまとに歯と口腔の健康づくりについての特集記事を掲載

健康づくり推進課

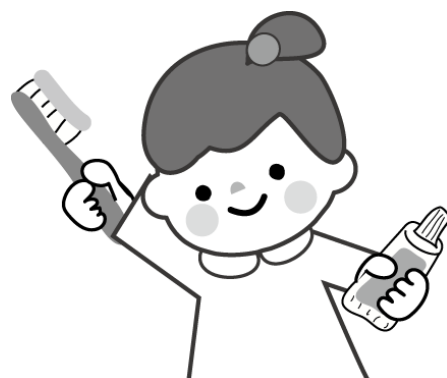
- ・ 健康普及員や食生活改善推進員、介護予防サポーターが、健口体操^{けんこうたいそう}についての健康教育を実施

健康づくり推進課
高齢福祉課

- ・ 高齢の方向けの口腔セミナー等を実施
- ・ 生活機能の低下等がみられる高齢の方向けに、個別訪問による口腔ケア指導や通所による運動・口腔ケア講習等を実施

高齢福祉課

・健康都市やまとフェアで歯と口腔の健康づくりについての意識を啓発 ・高齢者よい歯のコンクール（自分の歯が20本以上あり、口腔内の健康を維持している70歳以上の方の表彰）を実施	大和歯科医師会
・市のイベントや歯科保健事業の参加者に対して歯間清掃に関する情報提供を実施 ・8020運動や、けんこうたいそう健口体操をはじめとする、歯と口腔の健康づくり等についての情報提供や意識啓発	厚木保健福祉事務所大和センター 健康づくり推進課



女性と生まれてくるこどものお口の健康

女性のお口の健康

女性は、ホルモンバランスの変化による影響で、歯周病が悪化することがあります。特に妊娠中には「つわり」による食べ物の好みや体調の変化がみられたりすることで、歯みがきがしづらくなることがあります。そして、おなかが大きくなると胃が圧迫され食事回数が増加することで、お口の中が汚れやすくなります。口腔ケアの不足のみならず、女性ホルモンが増えることで、歯周病の菌も増え、唾液のねばつきが高まって口の中の清潔が保たれず、歯肉の炎症が生じやすく、歯周病が進行しやすい状態になります。

妊娠中の口腔ケアについては小さめの歯ブラシを使用したり、出来る時に何回かにわけて磨いたり臭いの強い歯みがき剤を控えるなどの工夫をしましょう。

最近では、妊婦が歯周病にかかっていると早産・低体重児出産になるリスクが高まることや妊娠性高血圧腎症に関わることも報告されており、早産による低体重児の出産が増加傾向にあります。

大和市では、妊娠中に妊婦歯科健康診査が受けられます。生まれてくる赤ちゃんのためにも、妊娠がわかったらお口の状態を確認し、健診結果に応じて、安定期に適切な治療、指導を受けましょう。

こどものお口の健康

妊娠7週から10週頃になると乳歯の芽となる歯胚（しはい）ができ始め、妊娠3か月半頃からは永久歯の歯胚の形成が始まります。最初の乳歯は生後6か月頃から生え始め、2歳6か月～3歳で生えそろいます。（※歯が生える時期には多少の個人差があり、上に示した目安から数か月前後することもあります。遅れが気になる場合は小児歯科に診てもらいましょう。）

歯が生えるまではお口のケアを考えないかもしれませんが、でも、生える前からスキンシップや遊びの中で保護者の方の膝の上で寝ころぶ体勢や、お口の周囲・歯茎に触れることに慣れてもらいましょう。親のマネをして、お人形に歯みがきごっこをしたり、歯ブラシをお口に入れることも覚えていきます。楽しくて気持ちの良い体験が気持ちの良い習慣につながっていきます。

生まれたばかりの赤ちゃんのお口の中には、むし歯菌はいませんが、歯が生え始めて口腔内環境が変化すると、歯の表面に菌が住みつきます。甘い食べ物やジュース、乳酸飲料、スポーツドリンクを多く与えたり、周囲の人の唾液のついた食具などを介して、むし歯菌が口の中に入っていく、歯に住みつきやすくなります。

乳歯はむし歯になりやすく、さらに進行が早く、多数歯にわたり重症となりやすい傾向にあります。永久歯の健康のためにも、乳歯のケアに気を配りましょう。フッ化物による予防は歯質強化につながり効果的です。

乳児の歯の生える時期の目安



生後6か月頃



1歳頃の子



1歳半～2歳頃の子



2歳半～3歳頃の子

基本的施策 2

歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施

歯科疾患の予防、早期発見のためには、かかりつけ医の歯科医をつくり、定期的に歯科健診を受けることが重要です。ライフステージごとの特性を意識した歯科健康診査を実施するとともに、かかりつけ歯科医の重要性についての理解を深めることによって定期的な歯科受診を促していきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	8 9 . 9 %	9 3 %
3 歳 6 か月児健康診査（歯科）の受診率	9 5 . 5 %	9 8 %
妊婦歯科健康診査の受診率	2 7 . 2 %	3 2 %
成人歯科健康診査の受診率	4 0 歳： 5 . 6 %	1 0 %
	5 0 歳： 5 . 2 %	1 0 %
	6 0 歳： 7 . 3 %	1 0 %
	7 0 歳： 1 0 . 8 %	1 5 %
健診目的で 1 年に 1 回以上歯科医院を受診している人（2 0 歳以上）の割合	5 1 . 4 %	6 0 %
かかりつけ歯科医をもつ人（成人）の割合	7 6 . 5 %	8 0 %

乳幼児期

<現状・課題>

○ 1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率は 9 0 % 程度、3 歳 6 か月児健康診査（歯科）の受診率は 9 5 % 程度となっています。1 歳 6 か月児歯科健診、3 歳 6 か月児歯科健診の必要性を周知し、本来すべての子どもが受診できることを目標とした支援が必要です。歯科健康診査後には必要な幼児には厚木保健福祉事務所大和センターの歯科検診の利用やかかりつけ歯科医をもつことなどを促し、歯科疾患の予防につなげることが必要です。

この時期のポイント

6 か月から7 か月くらいになると乳歯が生えてきて、離乳食を始める時期となります。1 歳を過ぎると徐々に離乳が完了し幼児食へ移行します。幼児食へ移行するとむし歯の原因となる食べ物や飲み物を摂取しやすくなるため、むし歯ができやすくなります。そして3 歳前後には乳歯が生えそろって噛み合わせが安定し、小学校に入学する6, 7 歳ころから、6 歳臼歯(第一大臼歯)という奥歯が生え始めます。6 歳臼歯は、一番最初に生える永久歯ですが、生え始めが見えにくく、また、完全に生えるまで1 年近くかかるため、むし歯になりやすく、注意が必要です。このような各年齢の特徴を踏まえて歯科健診を実施し、むし歯の有無を確認し歯みがき食事などの生活習慣の指導を行います。

具体的な取組

担当

- ・ 1 歳6 か月児と3 歳6 か月児を対象に歯科健診を実施
- ・ 2 歳児を対象に、2 歳児歯科相談の中で歯科健診を実施
- ・ なるべく早いうちからかかりつけ医をもつことを促すため、3 歳6 か月児健康診査(歯科)時、全員にかかりつけ歯科医の有無を確認し、必要に応じて対応可能な歯科医院を紹介
- ・ 3 歳6 か月時点でのむし歯をもつ幼児を減らすため、1 歳6 か月時点でむし歯になるリスクのある幼児に対し、積極的な支援を実施

すくすく子育て課

- ・ 公立保育所で歯科健診を実施
- ・ 歯科健診結果通知による、幼児の歯と口腔の状態把握と受診への意識づけを実施

ほいく課

- ・ 2 歳から未就学児童を対象に、幼児無料歯科健診、矯正相談、ブラッシング指導、フッ素塗布を実施

大和歯科医師会

- ・ 重度う蝕ハイリスクの幼児に対し歯科検診・フッ化物を応用した支援、保護者への保健指導を実施
- ・ フッ化物洗口等の、むし歯予防法について保護者への情報提供を実施

厚木保健福祉事務所
大和センター

学齢期

<現状・課題>

○歯科健診結果によると、中学生ではむし歯があるにもかかわらず未治療の子どもが全体の10%を超えています(P.42)。学校歯科健診では、すべての児童・生徒が自ら主体的にむし歯や歯肉炎などの予防に取り組めるように支援し、また健診結果から、必要な児童・生徒には確実な受診につなげられるよう受診勧奨を行うことが必要です。

この時期のポイント

小学校に入学する頃には6歳臼歯（第一大臼歯）が生え、10歳から11歳頃にはほとんどの乳歯が永久歯に生え変わり、12歳ごろ親知らずを除く永久歯が生え、永久歯列が完成します。永久歯は一生使う大切な歯なので、これまで以上にむし歯にならないように気をつけなければなりません。また子どもが自分で歯みがきをするようになると、親のチェックが行き届かなくなり、歯みがきを怠るようになることもあることや、ホルモンの影響で、成人における歯周病の予備群ともいえる歯肉の炎症も発生しやすくなります。このような点を踏まえて歯科健診を実施し、子どもが自分で歯みがきや食の習慣を見直すきっかけとなるように促します。

具体的な取組

担当

・市立小学校（19校）、市立中学校（9校）で歯科健診を実施

保健給食課

・歯科健診結果通知による、歯と口腔の状況把握への意識づけと受診が必要な児童・生徒への受診勧奨を実施

市立小学校
市立中学校

成人期

<現状・課題>

○平成27年度から開始した、妊婦歯科健康診査の受診率は、25%前後で推移しています(P.43)。妊娠期は歯肉の炎症が起こりやすく、歯科健診を受けることで口腔ケアへの意識向上や口腔内の健康維持につながることを考えられるため、歯科健診受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めるとともに、かかりつけ歯科医をもつことの重要性について啓発する必要があります。

○平成29年度の成人歯科健康診査の受診率は全年齢で7.2%であり、特に40歳、50歳の若年層での受診率が低くなっています(P.44)。また、健診目的で1年に1回以上定期的に歯科医院の受診をしているのは51.4%と全体の半分程度でした(P.40)。受診率の向上に取り組むとともに、歯科疾患の予防、早期発見のための定期的な歯科健診受診とかかりつけ歯科医をもつことの重要性を伝えていく必要があります。

この時期のポイント

小中学生の頃には定期的に歯科健診がありますが、成人になると、歯の痛みや食するときの不自由さを感じるまで歯科医院に行かなくなる人も多くなります。また、自覚症状があるにもかかわらず受診しないと、治療が遅れて歯を失う原因となります。

また、歯を失う大きな原因である歯周病やむし歯は、初期の段階では痛みがないため、自分でも気がつかないうちに症状が進行し、痛みが出た時には手遅れのことが多いです。

歯周病やむし歯などの歯科疾患の予防や早期発見のためには、定期的な歯科健診が重要であるため、節目の年齢の方や口腔ケアが特に大事な妊婦を対象に歯科健診を実施することで、日々の口腔ケアへの動機づけを行い、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診を受ける足がかりとします。

具体的な取組	担当
・ 妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施	すくすく子育て課
・ 40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に成人歯科健康診査を実施 ・ 成人歯科健康診査の要精密検査対象者に対する受診勧奨を実施	健康づくり推進課
・ 妊婦及び40歳未満の希望者を対象に歯周疾患検診と歯科保健指導を実施	厚木保健福祉事務所大和センター

高齢期

＜現状・課題＞

○80歳で20歯以上ある人の割合は50.4%となっている一方で（P.39）、進行した歯周疾患に罹患している人の割合は加齢とともに増加しています（P.45）。かかりつけ歯科医で、定期的な口腔内チェックやクリーニング等の処置を受け歯周病の悪化や歯の喪失を予防することが必要です。また、歯を喪失しても適切な義歯使用等で口腔機能の維持・向上につなげる必要があります。

この時期のポイント

高齢になると、むし歯や歯周病の結果として歯を喪失しやすくなります。歯を失うと、食べ物をうまく噛めず、柔らかいものや飲み込みやすい食べ物を好んで食べるようになり、その結果、低栄養状態を招きやすくなります。

また、誤嚥性肺炎（食べ物やだ液と一緒に、口腔内細菌が気道から肺に入ることによって起こる肺炎）を誘発したりするなど、歯の喪失は歯と口腔のみならず、全身の健康に影響を及ぼします。さらに、歯を失い義歯やブリッジを入れずに放置すると、認知症の発症リスクが高まることがわかってきました。

歯の喪失を予防するために、かかりつけ歯科医にて、定期的な口腔内チェックやクリーニング等の処置を受けるように促します。

具体的な取組	担当
・ 管理栄養士・歯科衛生士の訪問指導において、かかりつけ医の有無の聞き取りや口腔内チェックを実施し、必要なアドバイスを提供	健康づくり推進課

生涯を通じて健康な生活を育める口腔環境をつくりましょう

小学生の時期は乳歯列から永久歯列へ移行していく時期であり、生涯における口腔機能（「食べる」、「話す」など）を発達させる為に重要な時期です。

歯が乳歯から永久歯に生え変わる際には、歯肉に覆われている部位や、上下で噛み合わないなど、プラークのたまりやすい部位が多くなります。プラークがたまってしまうと、むし歯や歯肉炎などが起こりやすいので、歯みがきには注意が必要となります。

なかでも6歳頃に生えてくる6歳臼歯（第一大臼歯）は、生涯の健康を掌るとも言われている非常に重要な歯です。しかしながら、磨きにくい位置に存在し溝が深く複雑な為、非常にむし歯になりやすく、早期に抜かなくてはいけなくなってしまうのが特徴です。磨きにくい為、保護者の方の仕上げ磨きも10歳前後までは重要です。

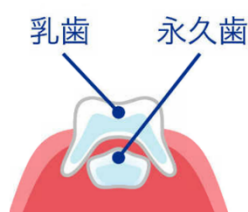
第一大臼歯を含めた生えだての永久歯は、むし歯になりやすいので、規則正しい食生活や歯みがき習慣の定着、そして、積極的にフッ化物塗布やフッ化物配合歯みがき剤を活用することは、むし歯予防に重要となります。

むし歯を放置し、その結果、多数歯にわたるむし歯となり、口腔崩壊になると、歯列咬合不全となるだけでなく、口腔機能発達を妨げ、さらには全身の成長を妨げることもあります。歯列咬合不全は、むし歯や習癖（指しゃぶり、口呼吸、食いしばり、ほお杖など）、遺伝、片側だけの咀嚼などの原因があり、顔貌、発音、食べ方などにも影響を及ぼします。

第一大臼歯を健全な状態に保つことは、よく噛んで食べることに大いに役立ちます。よく噛んで食べることは、食物本来の味を十分味わうことができ、満腹感も得られ、肥満やそれに起因するさまざまな疾病を予防することにもつながります。また、唾液分泌が促進され、消化吸収能力も高まるだけでなく、自浄作用により口腔内がきれいになります。また、よく噛む習慣は顎骨や筋肉の発達を促し、脳への血流を増加させるため、脳の活性化にもつながります。

このように、子どものころからの豊かで健全な歯・口腔の発達、生涯における健康生活の基盤となります。

永久歯の萌出の仕方



永久歯は乳歯の下に
出来てきます



永久歯が出来てくると、乳歯の根っこは吸収されて、やがて乳歯は抜け、永久歯が萌出します。真ん中の様に、萌出途中は、歯ブラシが当たりにくかったり、歯肉がかぶさっているので、汚れがたまりやすいです。

基本的施策 3

歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進

障がい者や要介護者の一部は、自身による口腔ケアや医療機関への受診が困難であることから歯科疾患に罹患するリスクが高くなっています。また口腔機能における発達の遅れがある障がい児や、口腔機能が低下する問題を抱えている障がい者、要介護者もおられます。障がい者（児）や要介護者の家族へ、歯科口腔保健について普及啓発をするとともに、障がい者（児）や要介護者が定期的な歯科健診や必要に応じた歯科診療を受けられるよう支援することによって、全身の健康保持や生活の自立にも対応していきます。

また、支援においては、医療・福祉施設などの社会資源を有効に活用することが重要となることから、歯科医師会や近隣他市と連携していきます。

<現状・課題>

○障がい者（児）等が受診できる歯科医院が増加する中で、歯科健康診査受診者数はやや減少していますが（P. 46）、地域の歯科医院の利用が困難な方もおられ、現在も新規の歯科健康診査利用申込みがあります。

○歯科衛生教室では、訪問する事業所の人数規模に偏りがあることや、当日の体調不良などにより受診できなくなる方もおられるため、想定外の利用人数の増減があり、各回の利用者割合（利用予定者に対する実際に利用できた人の割合）は平均75%となっています。障がい者福祉施設からの実施要望は増加しており、平成27年度に年3回から年6回に増やして対応しています（P. 46）。

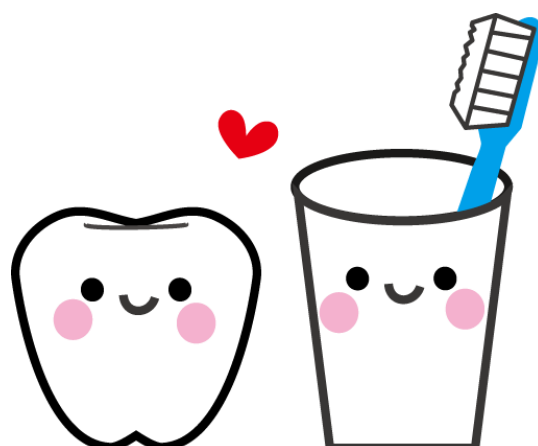
○適切な口腔衛生習慣を身につけ、必要な歯科受診につなげるなど、障がい者（児）の自立支援に寄与できるよう、効果的な実施方法を検討していきます。

○要介護度が高くなるほど一人平均の歯の本数は減少し、むし歯の本数は多くなる傾向にあります（平成28年度神奈川県健康増進課調べ）。自身で口腔ケアを行うことが困難な要介護者が適切な口腔内の状態を保つことができるよう、ケアマネジャー等介護従事者や要介護者の家族に向け、介護を必要とする高齢者の歯科保健について普及啓発を行うことが必要です。

○地域の歯科医療機関へ受診が困難な要介護者が、スムーズに治療が受けられる体制づくりが必要です。

活 動 指 標	現状値	目標値
大和市保健福祉センターにおける障がい者（児）歯科健診の受診者数	37名	60名
障がい者施設を訪問して実施する、歯科健診や口腔ケア指導（歯科衛生教室）を受けた障がい者の割合	75%	80%
ケアマネジャー等介護従事者に向け、歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発した回数	実施なし	年に1回

具体的な取組	担当
・ 障がい者（児）を対象に歯科健診を実施 ・ 歯科医師や歯科衛生士が、障がい者施設を訪問し、通所者を対象に歯科健診や口腔ケアの指導を実施（歯科衛生教室） ・ 障がい者（児）本人または家族や介護者への歯科健康相談、情報提供を実施 ・ 障がい者歯科診療所（第二次及び第三次）への送迎費用を助成 ・ 厚木市にある障がい者歯科診療所（第二次）の運営費を厚木市や座間市綾瀬市、愛川町及び清川村と共同負担	障がい福祉課
・ ケアマネジャー等介護従事者や要介護者の家族に向け、歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発	健康づくり推進課 介護保険課
・ 地域の歯科医院への受診が困難な方や寝たきりでお口の中が気になる方へのサポートとして、相談対応や訪問歯科診療の紹介を実施 ・ 訪問歯科診療の実施 ・ 介護者へ口腔ケアの方法を指導 ・ ケアマネジャー等介護従事者に向け、歯科口腔保健管理に関する指導、助言を実施	大和歯科医師会 在宅歯科医療連携室
・ 障がい者（児）の歯科疾患予防と口腔機能の維持・向上により、ＱＯＬ（生活の質）の向上を図るため、健診・保健指導、摂食嚥下指導、予防処置等を実施 ・ 在宅で療養する障がい者（児）等の歯科疾患や誤嚥性肺炎等の予防、口腔機能発達支援のための訪問口腔ケアを実施	厚木保健福祉事務所 大和センター 大和歯科医師会 障がい福祉課

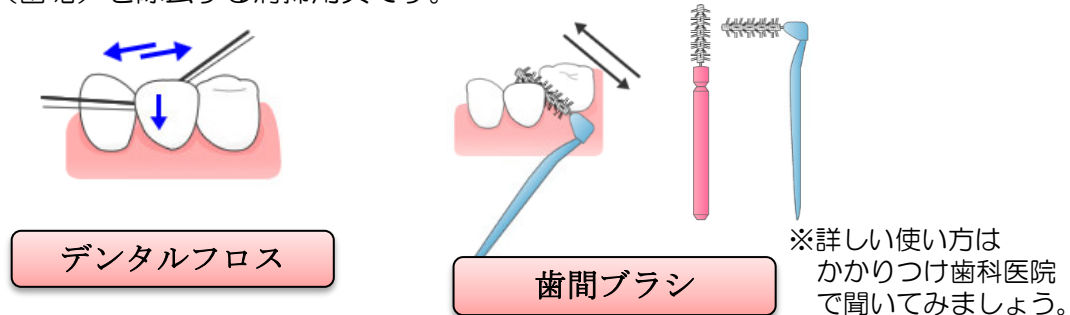


お口のケアに便利な用具を活用しよう

□ 歯と歯の間もきちんと清掃！

【歯間清掃用具】

「デンタルフロス」や「歯間ブラシ」などがあり、歯ブラシでは除去できない歯と歯の間のプラーク（歯垢）を除去する清掃用具です。



歯間清掃用具を利用すると

- 1 知らない間に進行しやすい、むし歯や歯周病の予防を効果的に行えます。
- 2 歯石が付きにくくなります。
- 3 口臭予防にもつながります。

□ 手の不自由な方のお口の清掃に

手の運動機能が不自由な方は、歯みがきなどが難しく、むし歯や歯周病をはじめとする、お口の病気が悪化しやすいです。電動歯ブラシや洗口剤を利用することで、お口の病気の悪化を防ぐことができます。

電動歯ブラシ

電動歯ブラシは、自分で歯みがき動作をする必要がなく、高齢者や手の不自由な方に適しています。

振動や回転によって歯面に付着したプラーク（歯垢）や着色を除去しますが、振動があるので不十分でもみがけていると錯覚してしまうこともあるため注意が必要です。詳しい使い方は説明書やかかりつけ歯科医院などで確認しましょう。

オーラルリンス

洗口剤、マウスウォッシュなどと呼ばれるもので、殺菌作用があるものが多く、これで口をゆすぐことによって自浄効果が期待できます。オーラルリンスだけでプラークの除去はできないため、ブラッシングをきちんと行うことで口腔の衛生状態を向上させます。

出典：厚生労働省生活習慣病予防のための健康情報サイト e-ヘルスネット.歯・口腔の健康より一部編集して作成

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/teeth/h-03-007.html>

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/teeth/h-03-008.html>

基本的施策 4

口腔がん対策

口腔がんは、40歳以上の特に男性で多く発症しており、喫煙、飲酒、う蝕や合っていない義歯などによる慢性的な口腔内への刺激などが要因とされています。口腔がんは、進行がんであった場合には、治療で切除する部分が広範囲となるため、嚥む、飲み込む、話すといった生命活動や、生活の質に深く結びつく、口腔機能の大半が失われることにもなり、健康で快適な生活を送る上で大きな障がいになります。しかし、口腔がんは、定期的な検診によって早期発見できる可能性が高く、早期発見・早期治療を行えば、後遺症も残りにくく、予後も良好なことが多い「がん」です。

このことから、早期発見・早期治療のための取り組みが重要です。具体的には口腔がんに関する意識やリスク因子についての啓発、口腔がん検診等の取組を推進していきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
口腔がん検診の受診者数	74名	90名

具体的な取組	担当
・ 口腔がんに関する意識を啓発 ・ 大和歯科医師会による口腔がん検診の実施を支援	健康づくり推進課
・ 口腔がん検診を実施	大和歯科医師会



からだの元気はお口の健康から ～よく噛んで、脳を活性化させよう～

歯や歯肉、舌などがある口は「食べる」・「呼吸する」・「話す」・「笑う」など、生命の維持や人間らしい暮らし、表情をつくる器官として大切な役割をになっています。しかし歳を重ねると「歯がない」・「入れ歯が合わない」等の変化が生じ、「よく噛む」・「しっかり噛む」ことが難しくなっている方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

この「咀嚼」する機能が低下すると、脳の海馬等の記憶や認識、思考力などに関わる領域への刺激が少なくなり、その結果、認知機能の低下が起こる可能性があります。また咀嚼能力の低下により食事量が減り、栄養素の摂取不足が生じることで、認知機能の低下が起こるとも言われています。一見無関係なようにみえても、咀嚼機能を保つことは、認知症予防にもつながっているのです。では、咀嚼機能を維持・向上させるためには、どのような生活習慣が必要なのでしょう。

まず、しっかりと噛むためには、歯や歯肉を良好な状態に保つことが大切になります。特に高齢の方は、噛み合わせの部分がすり減ったり、歯と歯肉の境目がくさび状にすり減りやすいため、日々の口腔ケアはもちろんのこと、定期的に歯科受診しメンテナンスを行うことも重要です。また、柔らかい物ばかりでなく、口腔状態に応じた噛み応えのある物を摂取することにより、噛むときに使う咬筋や側頭筋の機能を維持向上できます。義歯を使用されていない方であれば、ガムを噛むと咀嚼機能を高めるだけでなく、唾液分泌の促しにも効果があります。

唾液の分泌の促しにはお口の体操も効果的です。お口の体操は口のまわりの筋肉がバランス良く動くようになり、咀嚼・嚥下機能も維持向上します。また、表情が豊かになりはっきりと発音することができるため、活発に社会交流を持つ自信へつながります。認知症予防として社会参加の機会も重要と言われているため、様々な面から、お口の健康は認知症予防に密接に関わっているのです。そのような点を踏まえ、神奈川県では県民が生涯にわたり歯と口腔の健康を保持増進するために、子どもから高齢者まで共通した自ら取り組む行動目標として「健口かながわ5か条」を定めています。ぜひ、皆さんも積極的に取り組んでください。



けんこう 「健口かながわ5か条」

- | | |
|----|------------------------|
| 健口 | 健口体操で口腔機能の維持・向上 |
| か | かかりつけ歯科医を持って、年に1度は歯科健診 |
| な | なんでもよく噛み、おいしく食べよういつまでも |
| が | 鏡を見て、歯と歯肉のセルフチェック |
| わ | 忘れずしよう、歯みがきと歯間清掃 |



基本的施策 5

歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成

市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに自主的に取り組むため、また、市民レベルでの普及啓発をすすめるための環境づくりや人材育成が必要です。

具体的には、８０２０運動推進員活動の支援、地域で活動する健康普及員や介護予防サポーターに向けた口腔ケアに関する適切な情報提供等による人材育成支援を行います。

活 動 指 標	現状値	目標値
８０２０運動推進員が普及啓発活動を行った際に参加した市民の人数	３,０３９人	５,５００人

具体的な取組	担当
・ 大和歯科医師会による、永久歯萌出期歯科保健指導の実施を支援	すくすく子育て課
・ 健康普及員、食生活改善推進員を神奈川県が実施する、８０２０運動推進員養成研修の参加者に推薦 ・ 食生活改善推進員養成講座の中で歯科保健に関する講習を実施 ・ ８０２０運動推進員の活動を支援	健康づくり推進課
・ 介護予防サポーターを神奈川県が実施する８０２０運動推進員養成研修の参加者に推薦 ・ 介護予防サポーター講座で、歯科医師、歯科衛生士が口腔ケアの講義と実技指導を実施	高齢福祉課
・ 障がい者施設職員を対象に、歯科医師等による歯科健診受診の際の対応についての助言や口腔ケア指導を実施	障がい福祉課
・ 永久歯萌出期歯科保健指導を実施 幼稚園または保育園にて、４、５歳児とその保護者、教諭を対象に歯科医師、歯科衛生士によるブラッシング指導の実施	大和歯科医師会
・ ８０２０運動推進員の養成・育成講座を実施 ・ 地域保健に携わる者の知識・技術の向上、連携促進のための研修を実施 ・ 市や保健福祉事務所等の地域歯科保健業務に従事する歯科衛生士が、適切に歯科保健業務を行うことができるように育成	厚木保健福祉事務所 大和センター

基本的施策 6

その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

基本的施策 1 から 5 以外で歯及び口腔の健康づくりを推進させる取組を実施します。

口に関するささいな衰えが心身の機能低下につながるため、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）予防として、口腔機能の獲得、発達・育成、維持・向上など、各ライフステージに応じた口腔機能に関する取り組みを充実させていく必要があります。

また、誤嚥性肺炎は、口腔内の細菌や食べかす、逆流した胃液等が誤って肺に入ることにより発症します。加齢による嚥下機能の低下や口腔ケアが不十分なことが原因となるため、予防には、嚥下機能の維持・向上と口腔内を清潔に保つことが大切です。特に、大規模災害による避難所生活において、歯及び口腔の衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎のリスクが高まるとされており、災害時における歯科口腔保健の重要性について、平常時からの普及啓発を行う必要があります。

さらに、難抜歯などの高次歯科医療提供や、休日歯科診療の支援を行うなど医療体制を確保し、市民の健康状態やニーズを把握した施策を展開していきます。

活 動 指 標	現状値	目標値
高齢者の訪問栄養相談において口腔機能の課題該当から非該当になった人の割合（課題該当とは、食べにくさ、むせ、口の渇き、食事量減少、食べこぼしがあること）	64%	70%
災害時の口腔ケアについて普及啓発を行った人数	450人	500人

具体的な取組	担当課
・介護予防を目的とし管理栄養士による食事摂取状態の改善と歯科衛生士による口腔機能低下防止の訪問相談を実施 ・ひまわりサロンにて口腔機能維持向上・誤嚥性肺炎予防の講座を実施 ・災害時の口腔衛生状態悪化による誤嚥性肺炎等の予防のため、防災フェスタや健康教育で災害時の口腔ケアの普及啓発を実施 ・大和歯科医師会による休日歯科診療所の運営を支援 ・歯科口腔に係わる市民の健康状態やニーズの把握、計画評価のためのアンケートを実施 ・大和歯科医師会と適宜情報交換会を開催し、連携を強化	健康づくり推進課
・高齢の方向けの口腔セミナーの中で、口腔の清潔と運動、誤嚥性肺炎予防等についての啓発を実施	高齢福祉課
・難抜歯などの高次歯科医療を提供	大和市立病院
・災害時の口腔保健活動にむけた市町村及び関係団体との地域連携推進のため、検討会及び研修会等を実施	厚木保健福祉事務所 大和センター

オーラルフレイルを予防して健康長寿を目指そう

加齢とともに、歯や口の機能の軽微な衰えが生じ、食事での食べこぼし、噛めないものの増加、むせる、滑舌低下、口腔乾燥等の些細な口のトラブルが起こってることがあります。これらは、「オーラルフレイル」と総称されます。このオーラルフレイルは、筋肉や心身の活力低下や介護が必要となる原因の一つです。

オーラルフレイルを予防するには、日常生活における口腔清掃やかかりつけ歯科医による定期的なメンテナンスを行うことが大切なことはもちろんですが、以下のような、お口の機能を維持向上するためのお口の体操も効果的です。日常生活の中に取り入れて、オーラルフレイルを予防し、健康長寿を目指しましょう。

やってみよう！オーラルフレイル予防

① 早口言葉

舌や頬、口唇などの筋肉を鍛え、口の動きをよくします。

<例> 生麦 生米 生卵

すももも桃も 桃のうち 桃もすももも桃のうち

東京特許許可局

② かながわお口の健康体操 ～グー・パー・ぐるぐる・ごっくん・ベー～

バランスよくお口の機能を鍛えます。



出典：神奈川県健康増進課

附属資料



大和市民の現状

食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査結果（概要）

その他

評価指標と目標値の考え方

計画策定の経過

用語解説

歯科口腔保健の推進に関する法律

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例

【大和市民の現状】

・食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査結果（概要）

（１）調査設計

調査地域：大和市全域

調査対象：大和市に居住する 16 歳以上の男女

標 本 数：2,500 人

抽出方法：住民基本台帳にもとづく単純無作為抽出

回 収 数：884 人（有効回収率：35.4%）

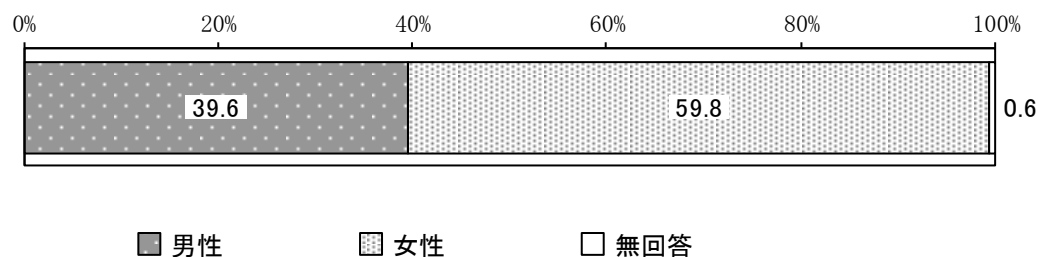
調査方法：郵送調査法

調査時期：平成 30 年 5 月下旬～6 月上旬

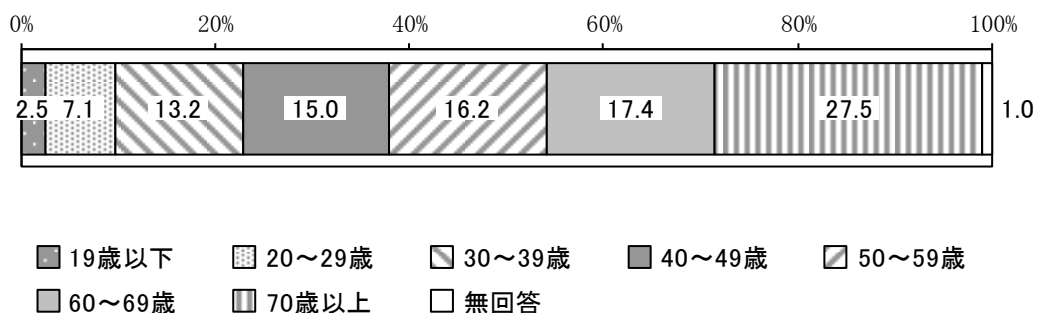
（２）調査結果

●回答者の属性

[性 別]



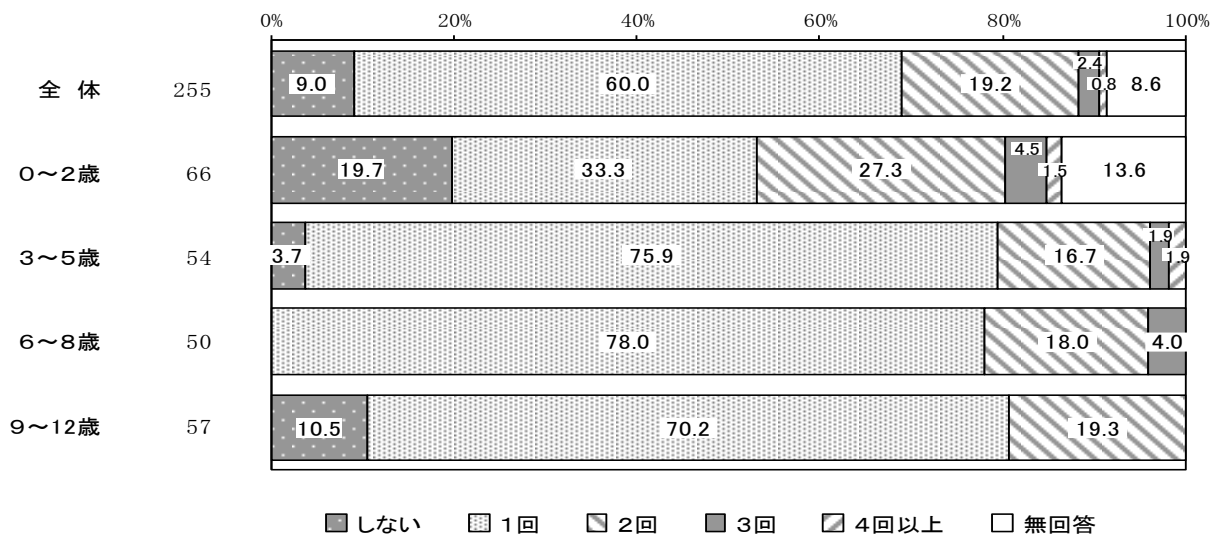
[年 齢]



(3) 主な結果（抜粋）

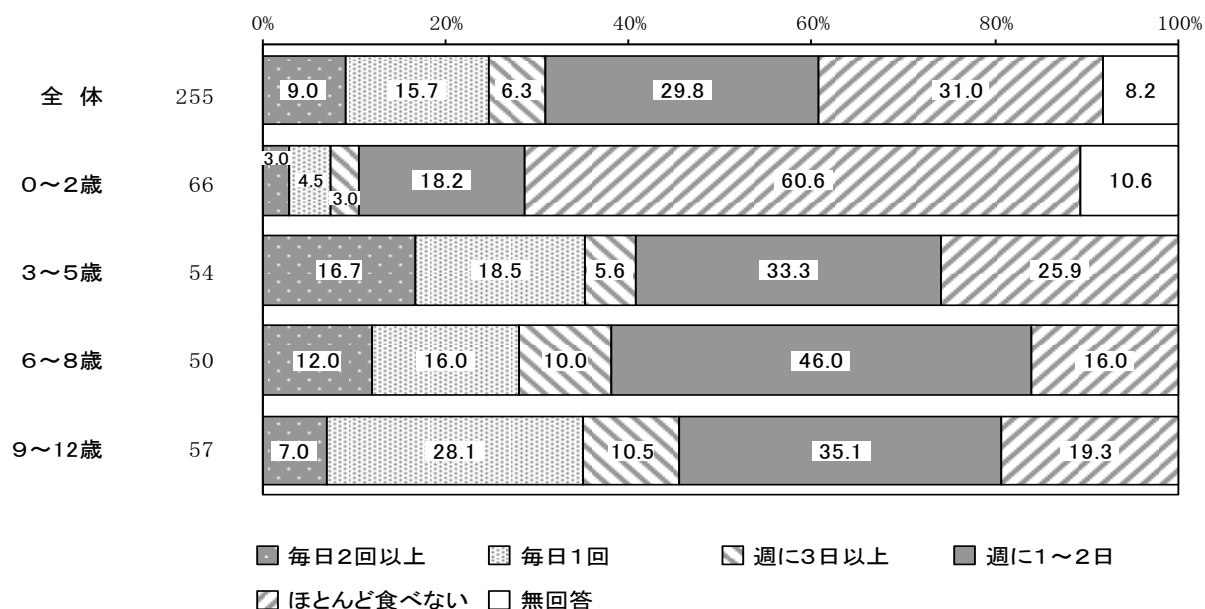
<子どもの間食>

■設問：お子さんの1日の間食(3食以外のおやつなど)の回数を教えてください



子どもの間食の回数は、多くが1回～2回となっています。

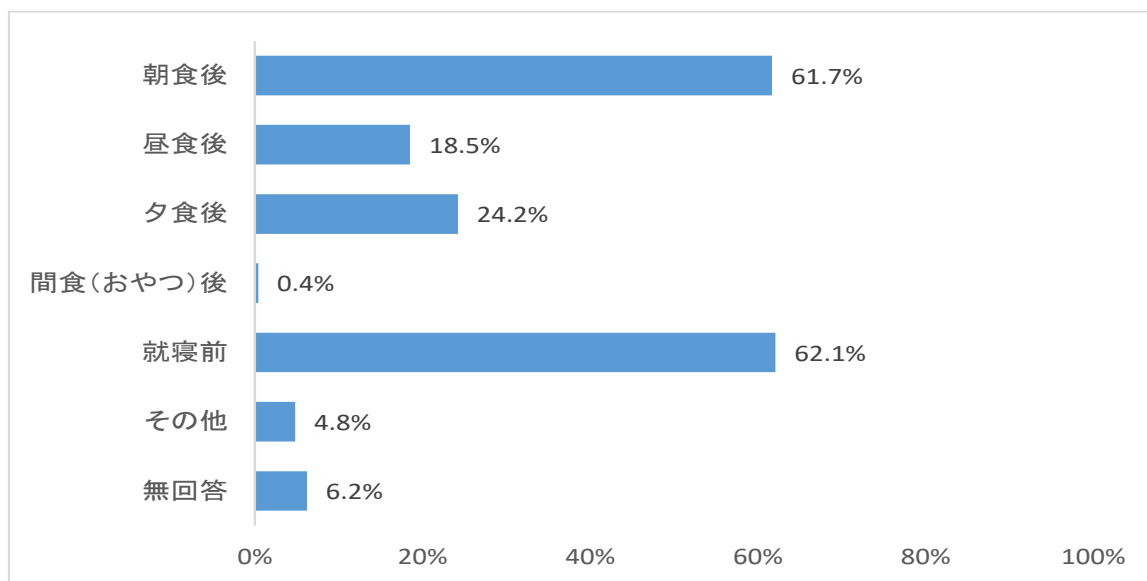
■設問：ジュース、イオン飲料、乳酸菌飲料などの飲み物はどのくらい飲みますか



ジュースやイオン飲料、乳酸菌飲料を毎日2回以上摂取している割合は、0～2歳では3.0%ですが、3～5歳では16.7%となっています。

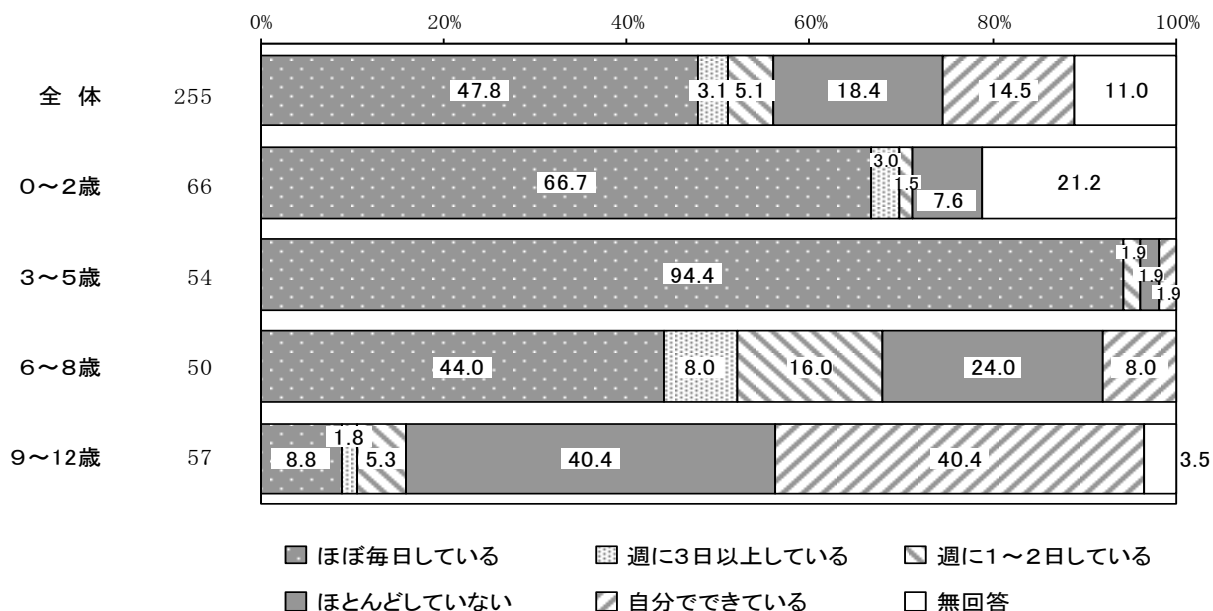
<子どもの歯みがき>

■設問：あなたは1日のうちで、いつ歯をみがきますか（0～12歳）



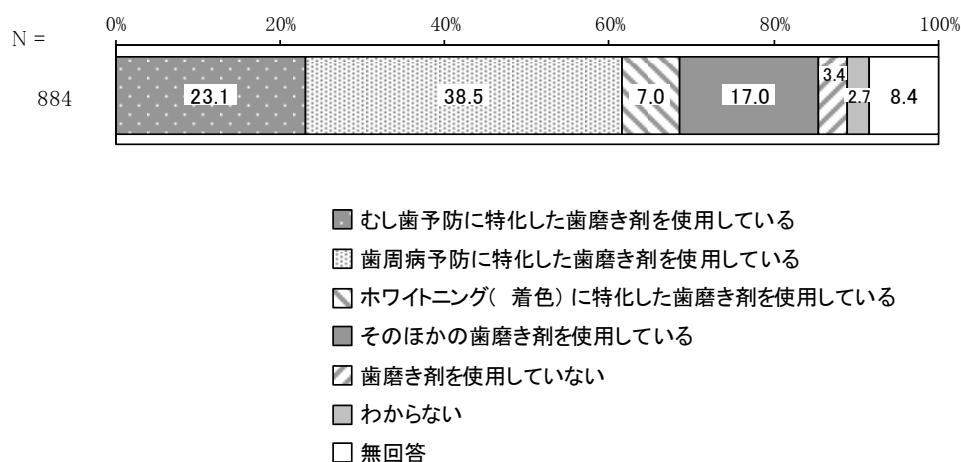
就寝前に歯をみがいている子どもが一番多く62.1%、次いで朝食後が61.7%となっています。

■設問：お子さんの仕上げみがきをしていますか



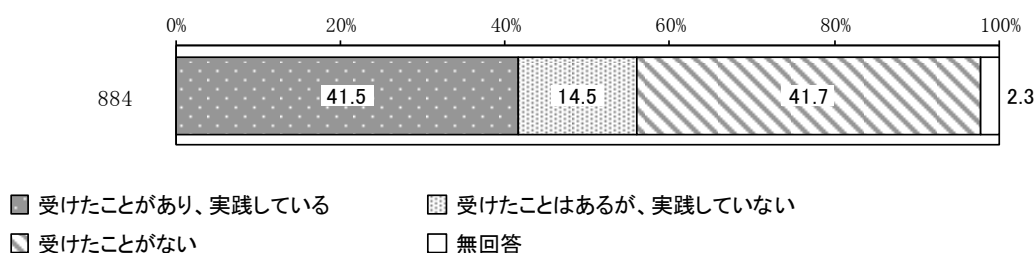
仕上げみがきをしている割合は、3～5歳では94.4%ですが、6～8歳になると44.0%に減少します。

■設問：あなたは、歯磨き剤を使用していますか



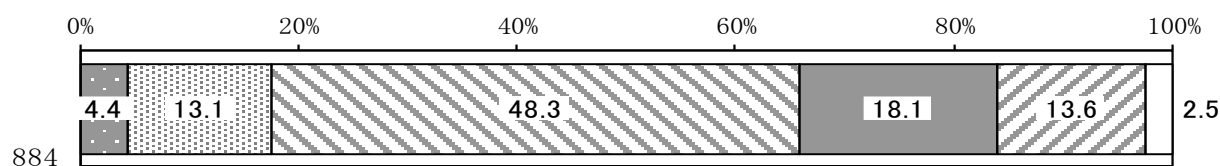
「歯周病予防に特化した歯磨き剤を使用している」の割合が38.5%と最も高く、次いで「むし歯予防に特化した歯磨き剤を使用している」の割合が23.1%、「その他の歯磨き剤を使用している」の割合が17.0%となっています。歯周病やむし歯予防などの歯磨き剤の効能で、歯磨き剤を選択している人が多いことがうかがえます。

■設問：歯科医院や学校または講習会に参加して歯みがきの方法について指導を受けたことがありますか。



「受けたことがない」の割合が41.7%と最も高く、「受けたことがあり、実践している」の割合が41.5%、「受けたことはあるが、実践していない」の割合が14.5%となっています。指導を受けたことがある人の多くが、指導を受けた方法で歯みがきを実践していることがうかがえます。

■設問：あなたは食べ物を飲み込むまでに何回嚙みますか

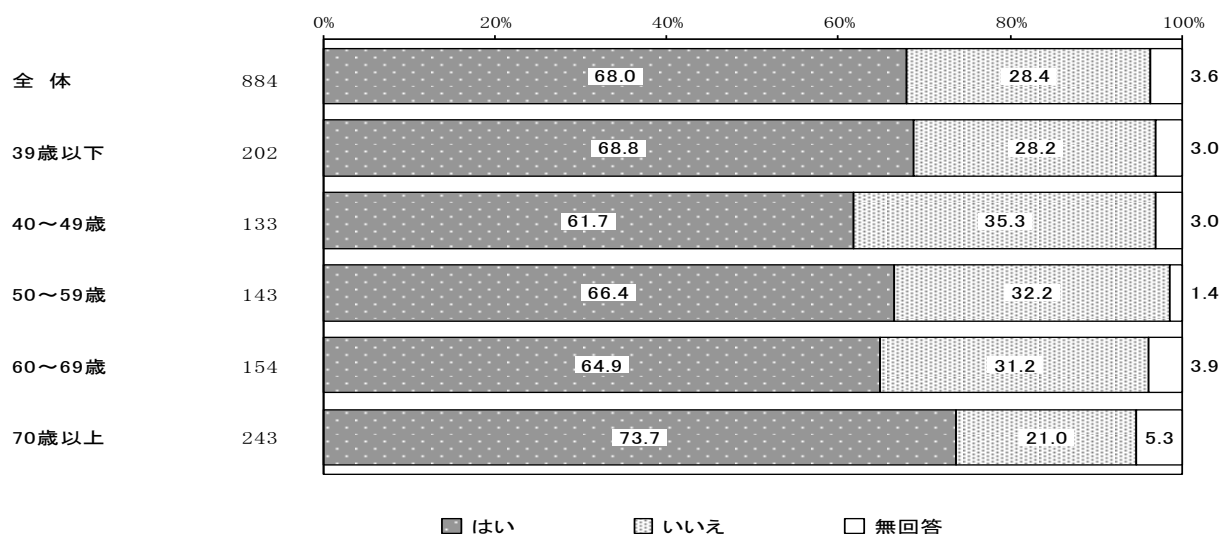


■ 30回以上 ■ 20～29回 ■ 10～19回 ■ 9回以下 ■ わからない □ 無回答

10～19回の割合が48.3%と最も高く、次いで9回以下、20～29回の順であり、目安とされている30回以上と回答した人は4.4%となっています。

■設問：あなたの普段の食えるときの状況についてお聞きます

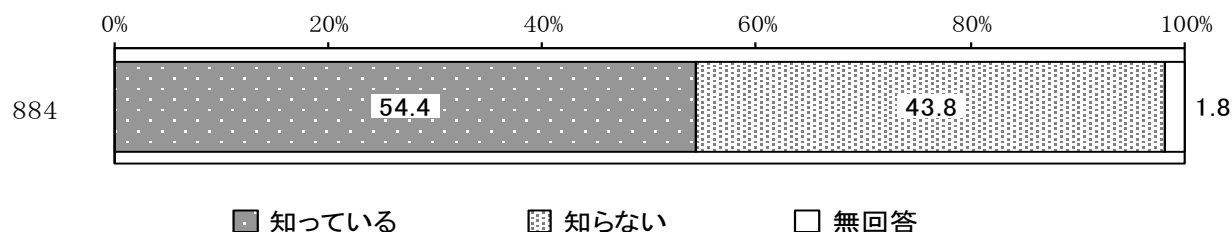
(「なんでもよく嚙んで食べることができる」と回答した人の割合)



なんでもよく嚙んで食べることができる」と回答した人の割合は、各年代60～70%となっています。最も多いのが70歳以上であり、40歳代がもっとも割合が低くなっています。70歳代で歯を失っている本数が多い場合でも、義歯使用など適切な治療によりよく嚙むことができるのではないかと考えられます。

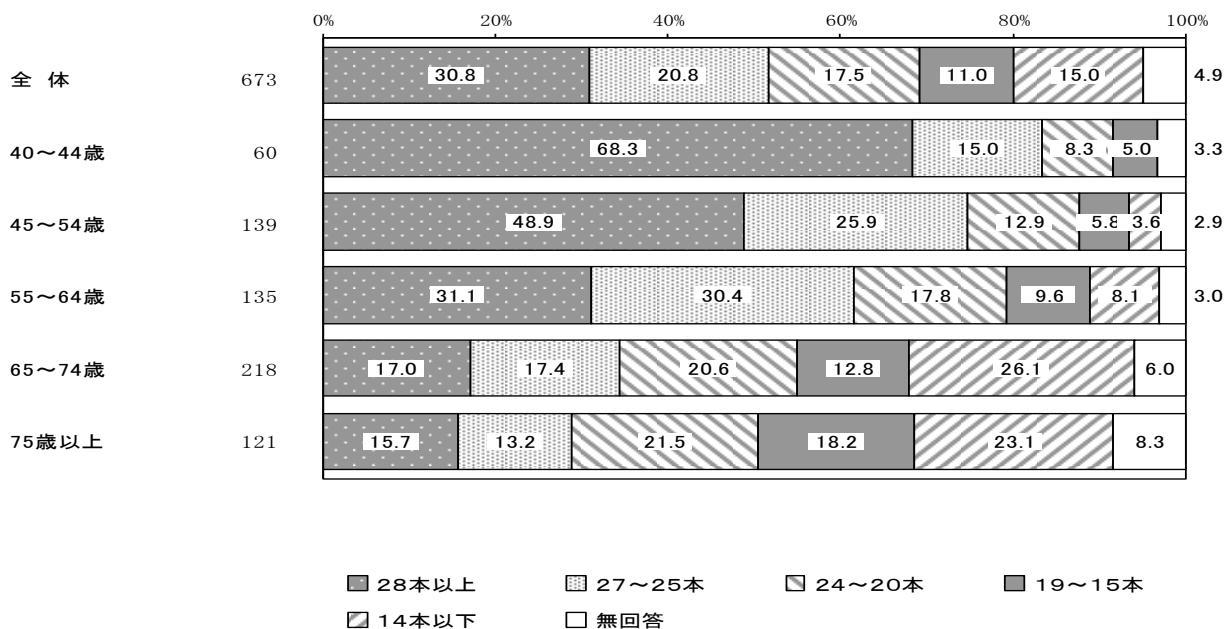
<歯と口腔の健康と全身疾患との関連>

■設問：歯の健康が、高血圧、糖尿病など生活習慣病の発症や重症化に影響することを知っていますか



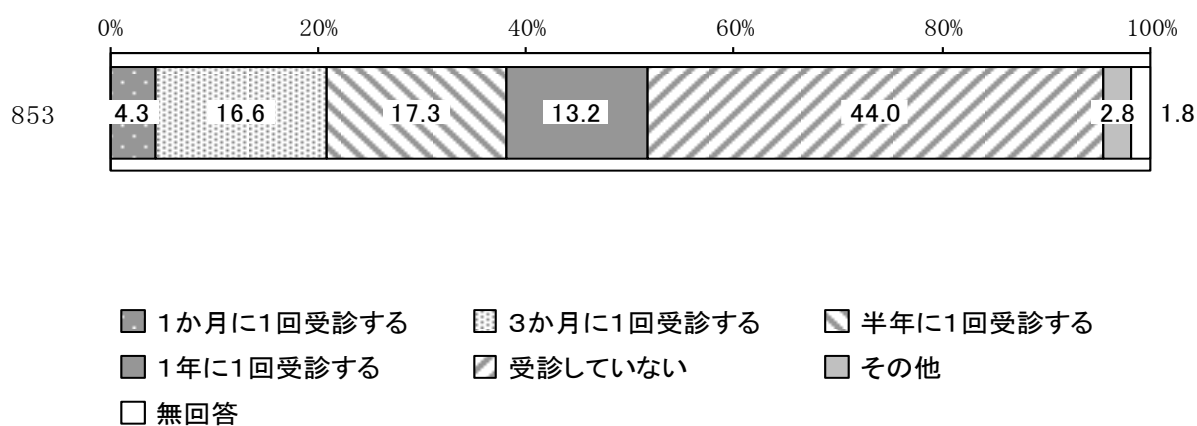
歯及び口腔の健康と全身疾患との関連について知っているとは回答したのは54.4%で、約半数の人は全身疾患との関連を知らない結果となっています。

■設問：自分の歯は現在何本ありますか



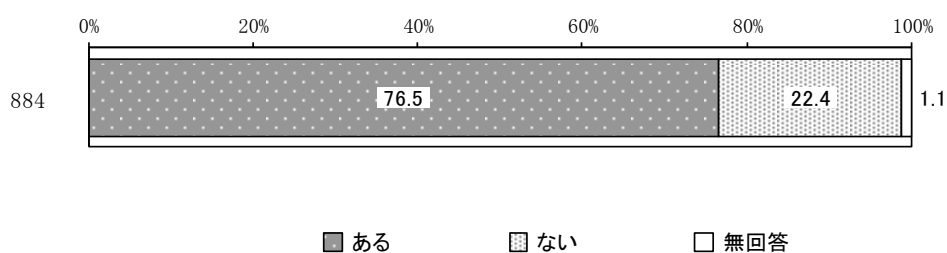
残存歯数は年齢がすすむごとに減少する傾向、そして60歳代から70歳代にかけて歯を喪失していることが多い傾向がうかがえます。75歳以上でも20歯以上自分の歯を有する人は、50.4%となっています。

■設問：健診目的で定期的に歯科医院を受診していますか（20歳以上）



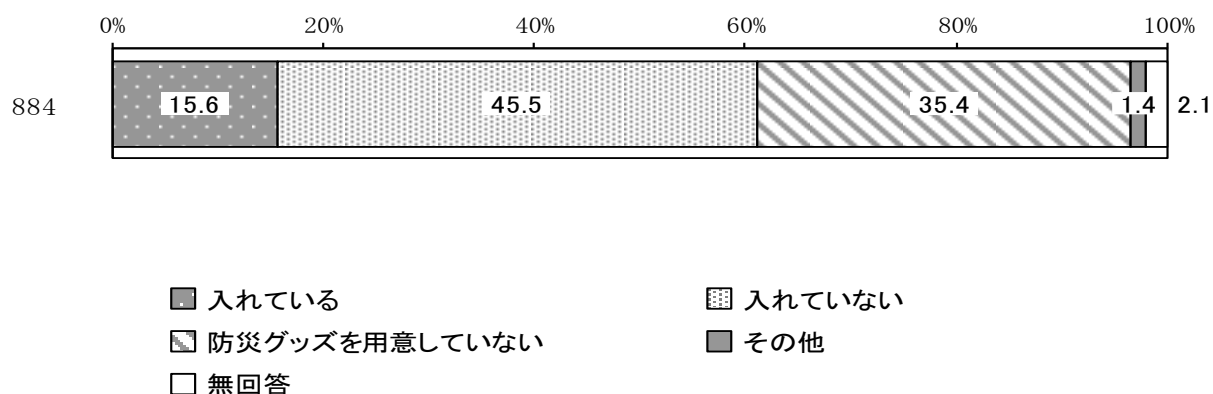
健診目的で1年に1回以上歯科受診している人の割合は、51.4%である一方、受診していない人の割合は44.0%となっています。

■設問：かかりつけの歯科医院はありますか。



「ある」の割合が76.5%、「ない」の割合が22.4%となっています。前回調査時（平成25年度）は、「ある」の割合が76.6%であり、横ばいとなっています。

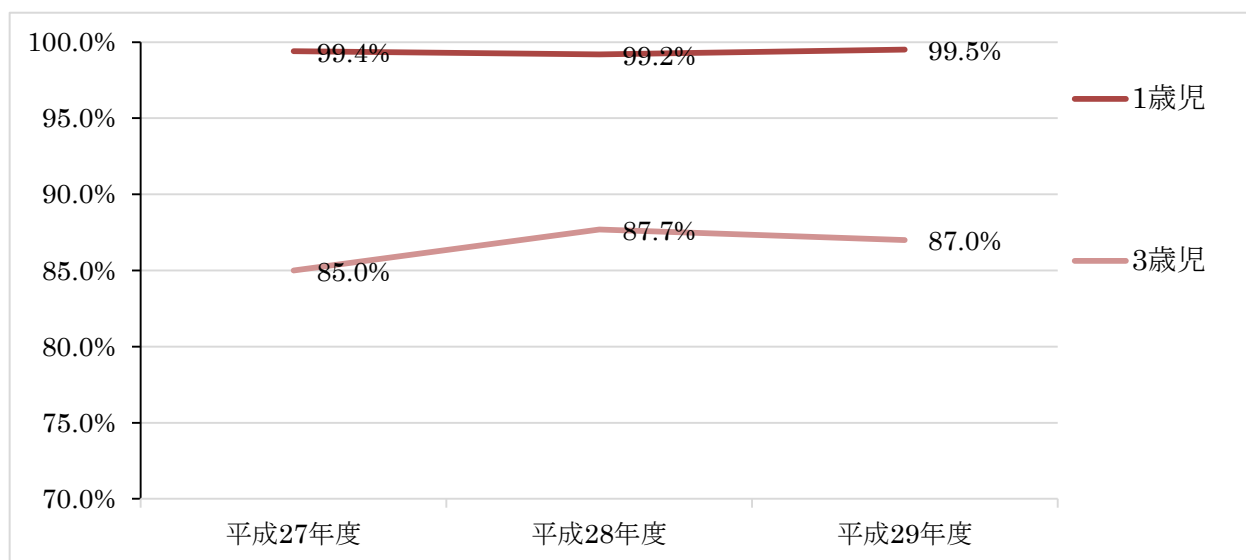
■設問：歯ブラシや歯磨き剤、歯間部清掃用具などの口腔ケア用品を防災グッズにいられていますか



入れている人は15.6%、入っていない人は45.5%、防災グッズを用意していない人は35.4%でした。

・その他

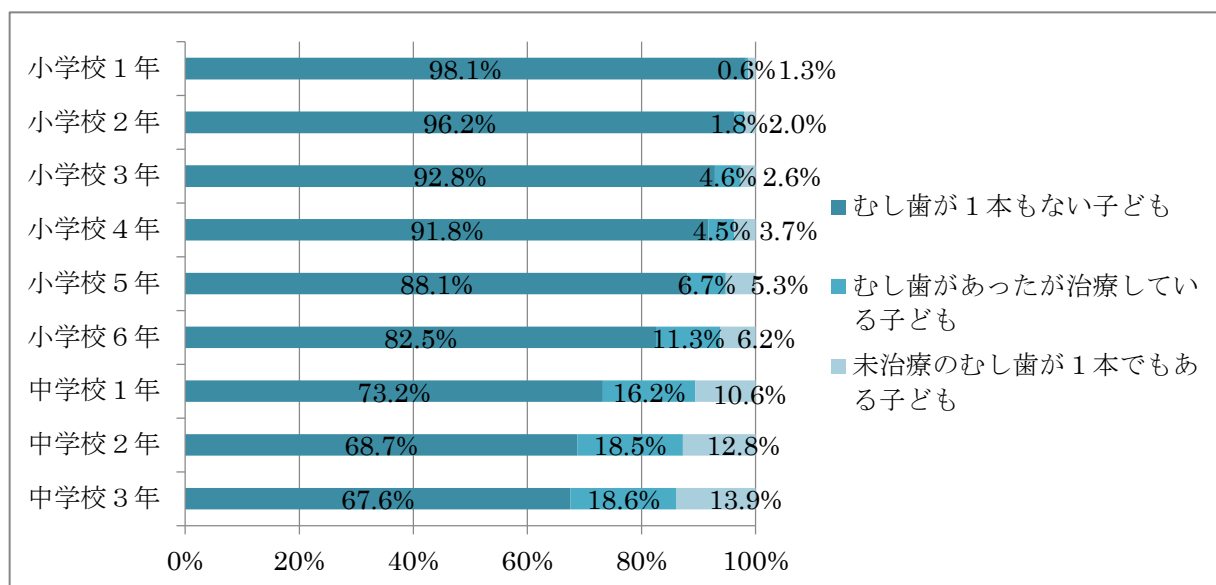
<う蝕のない子どもの割合>



(1歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査)

う蝕のない者の割合は、1歳6か月児では99%以上ですが、3歳6か月児では87%に減少します。

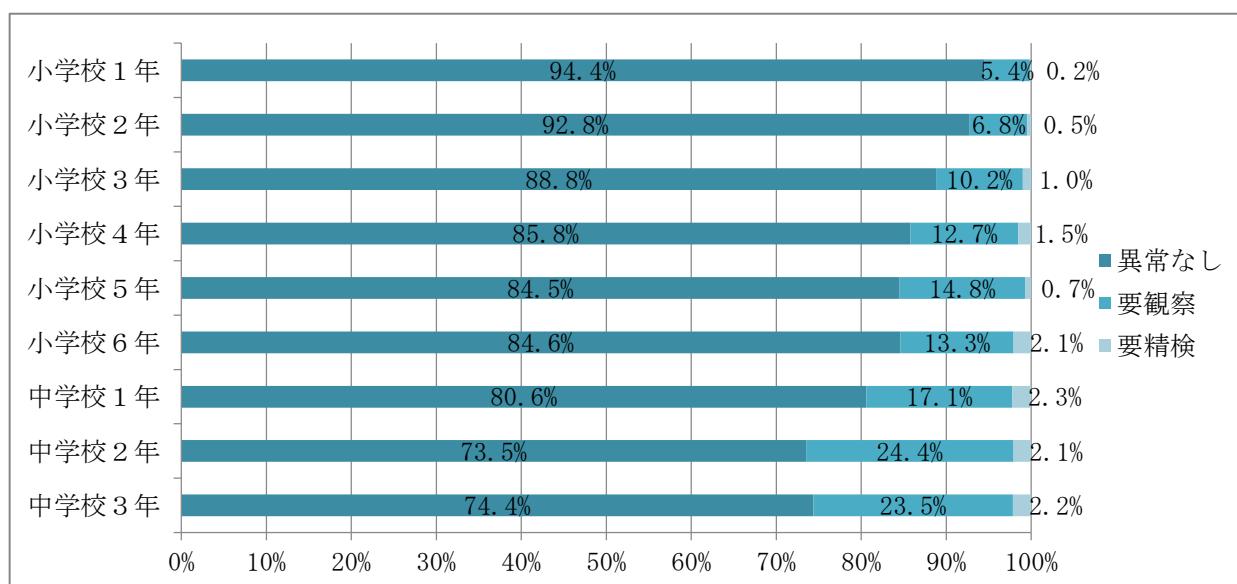
<小中学生の永久歯についてのう蝕罹患状況>



(平成 29 年度定期健康診断)

未治療の歯がある子どもの割合は、学年が上がるほど増えています。特に中学校3年生では小学校6年生の2倍以上になります。

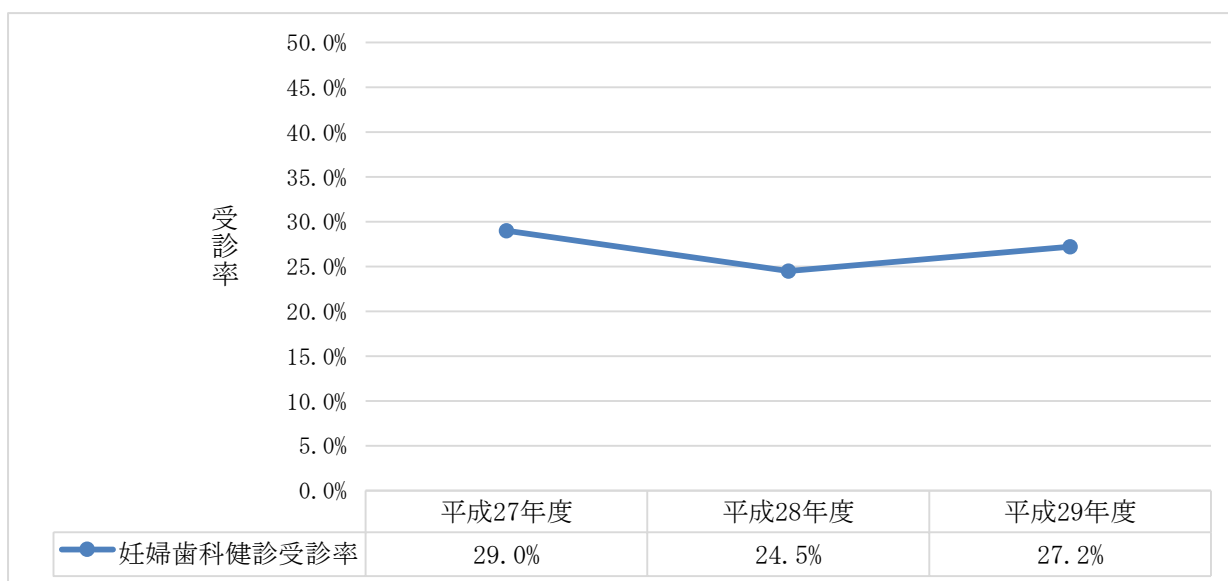
<小中学生の歯周疾患罹患状況>



(平成 29 年度定期健康診断)

学年が上がるにつれて、要観察者と要精検者は増加する傾向にあります。中学生ごろには、ホルモンバランスや歯の萌出により、歯肉の腫れが起こりやすい状況にあることが考えられます。

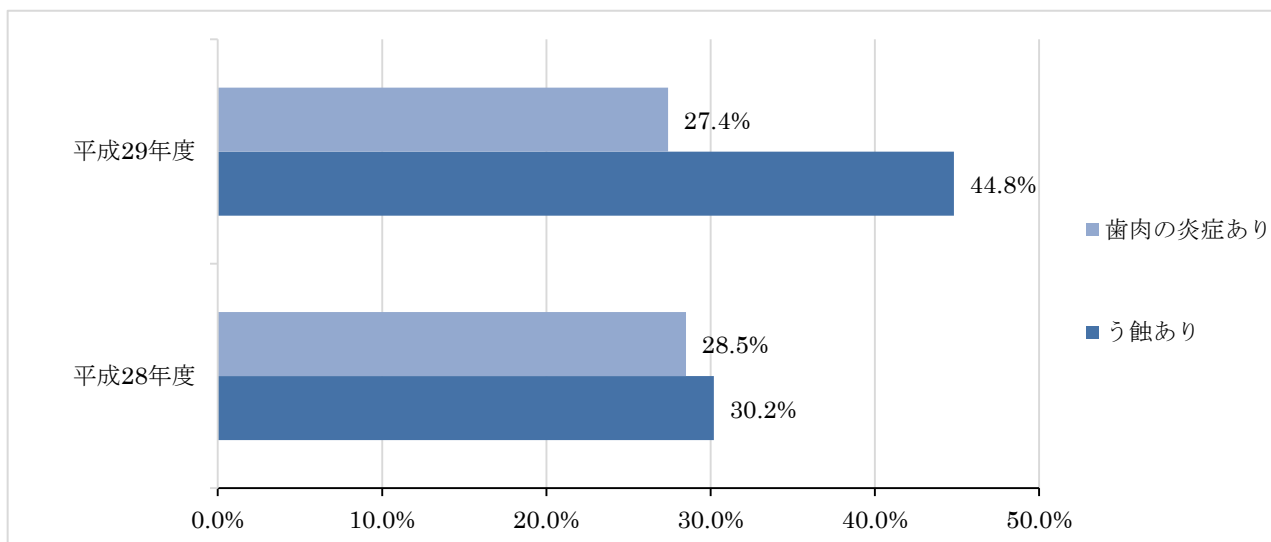
<妊婦歯科健康診査受診率>



(妊婦歯科健康診査)

平成27年度は、開始年であり、平成26年度に母子健康手帳の交付を受けた人も受診者を含めたため、受診率が高くなっていますが、概ね25%前後で推移しています。

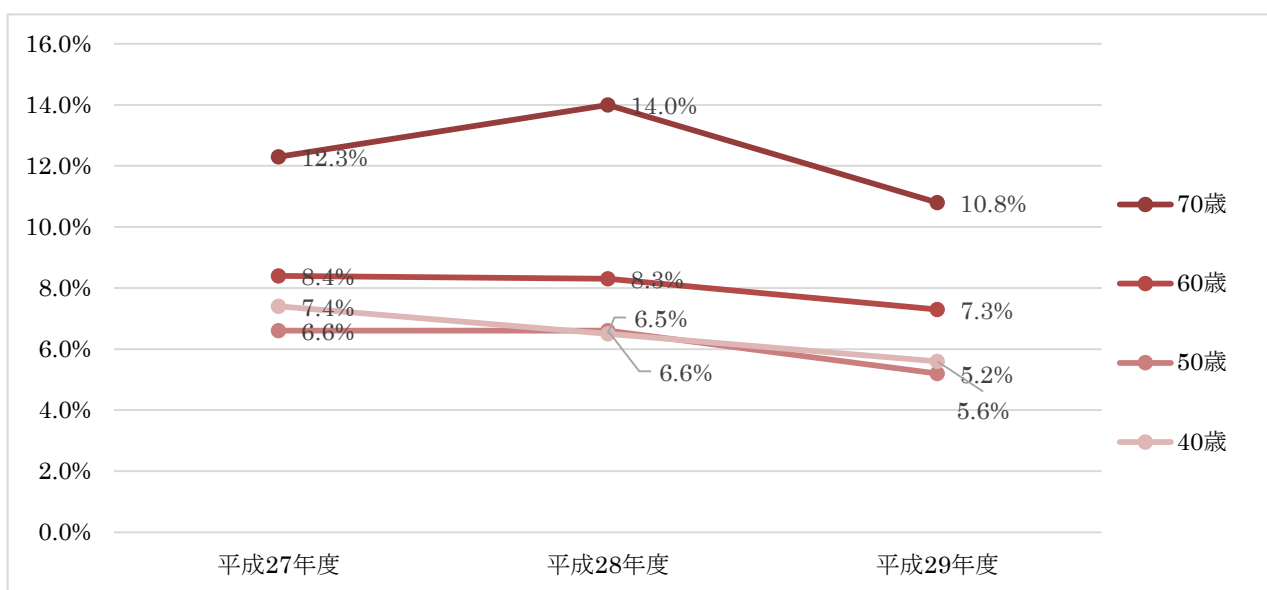
<妊婦歯科健康診査結果>



(妊婦歯科健康診査)

う蝕有病率は30～40%、歯肉の炎症は27～28%の横ばい傾向にあります。

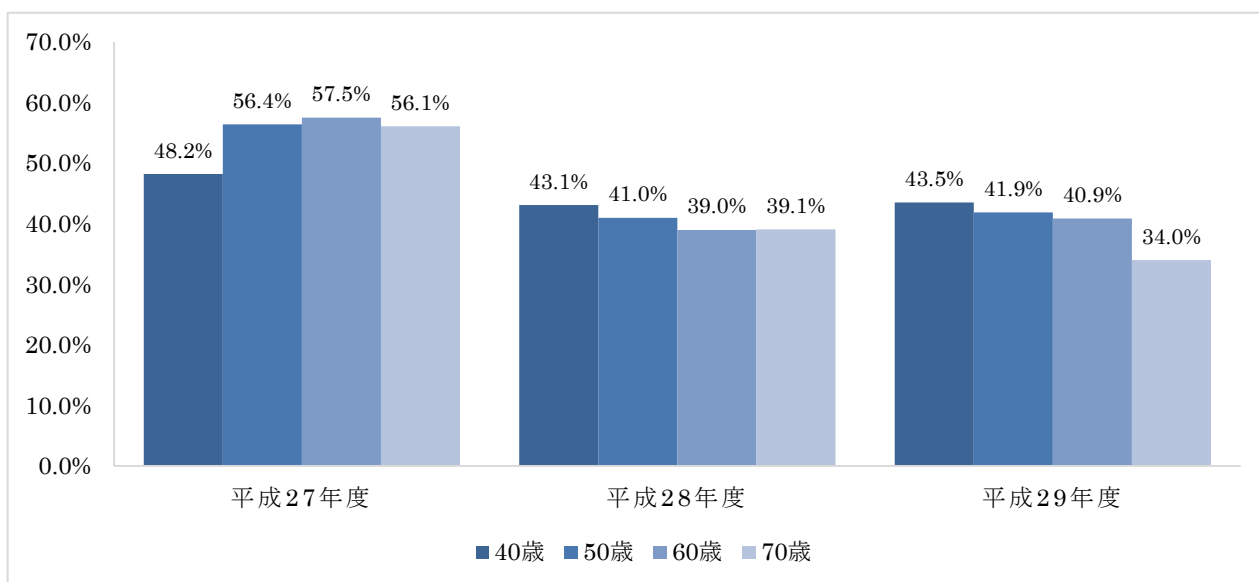
<成人歯科健診受診率>



(成人歯科健康診査)

成人歯科健診の受診率は、とくに40歳、50歳の若い世代で低くなっています。

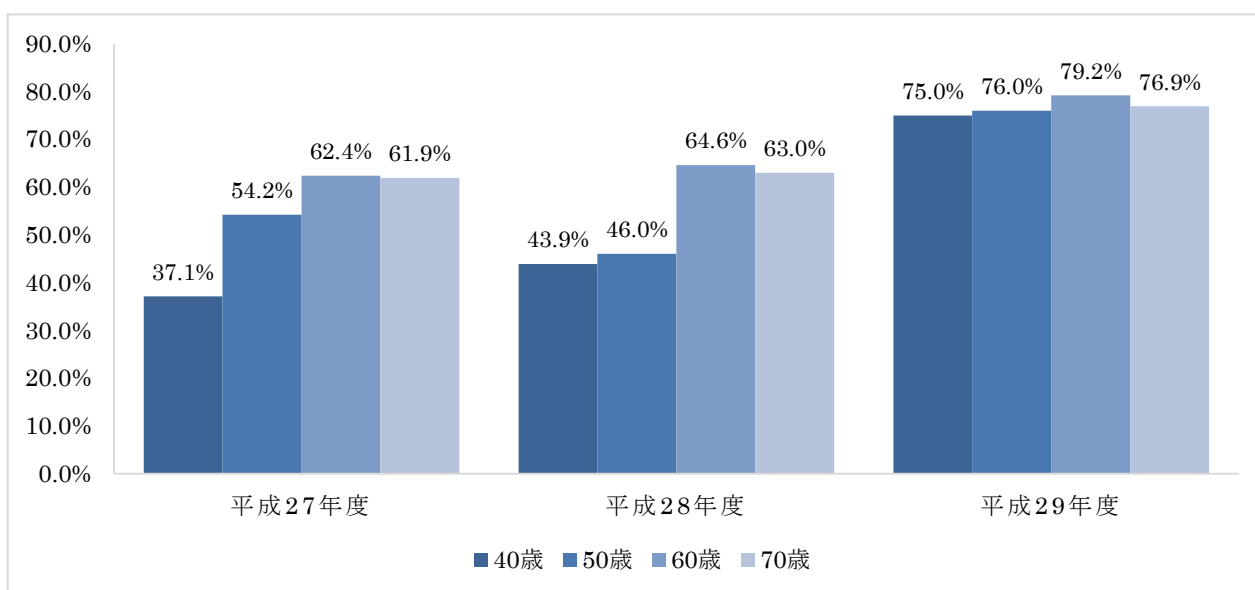
<成人のう蝕のある者の割合>



(成人歯科健康診査)

う蝕のある者の割合は、平成27年度より減少しており、各年代とも4割前後となっています。

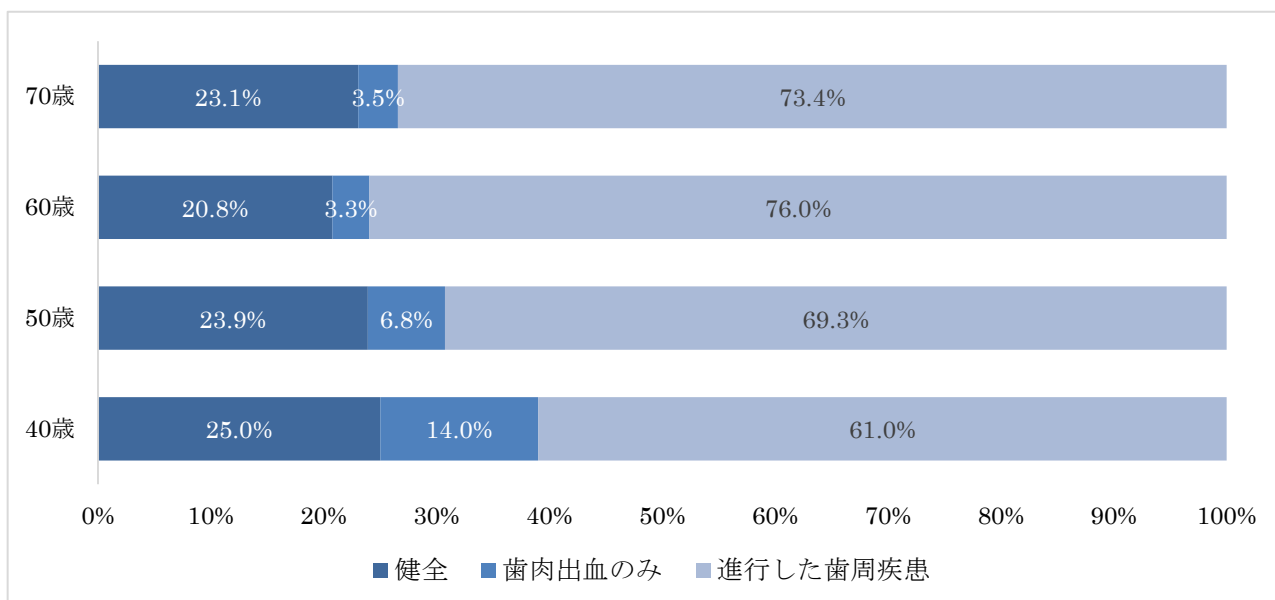
<成人の歯周疾患のある者の割合>



(成人歯科健康診査)

歯周疾患のある者の割合は、平成29年度から診査結果の評価が変更となり、一概に経年での比較は困難です。

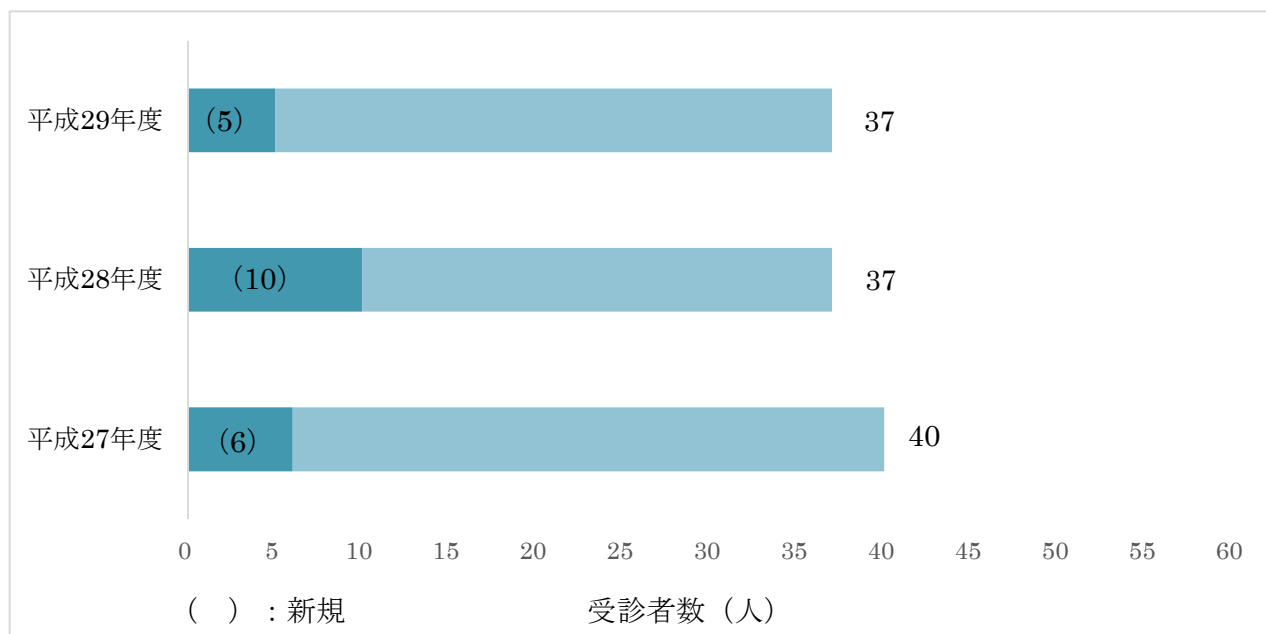
<平成29年度 年代別歯周疾患内訳>



(成人歯科健康診査)

年代が若いほど歯肉出血のみの割合が高く、年代が進むにつれて、進行した歯周疾患を有する割合が高くなっています。40歳代の歯肉出血の状態を改善させることが、50歳代以降の進行した歯周疾患を増加させないために重要です。

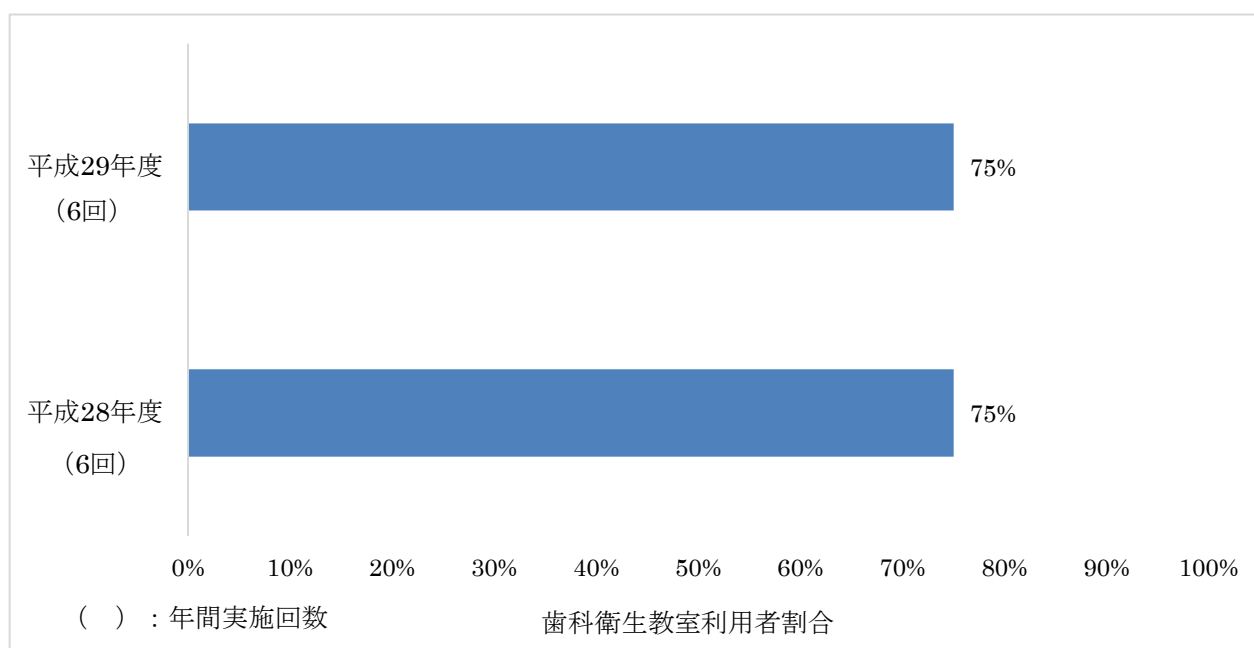
<障がい者（児）歯科健診受診者数>



(障がい者(児)歯科健診)

歯科健康診査の利用申込件数は減少傾向ではありますが、地域の歯科医院の利用が困難な方もおられ、現在も新規の利用申込があります。

<障がい者施設における歯科健診や口腔ケア指導（歯科衛生教室）を利用した障がい者の割合>



(障がい者歯科衛生教室)

年6回（6施設）訪問し、利用者割合（各訪問施設の利用予定者に対する実際に利用できた人の割合の平均は75%となっています。

【評価指標と目標値の考え方】

基本目標の評価指標（目標年度は 2023 年度）

区分	評価指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本目標（１） 歯科疾患の予防	3 歳児でう蝕のない者の増加	3 歳 6 か月児健康診査で、う蝕なしと判定された者の割合	87.0% (平成 29 年度)	95%	県の現状値である 82.5%より高い状況です。過去 3 年（平成 27～29 年）のデータより増加傾向であるため、現状値より目標値を算出しました。
	中学校 1 年生でう蝕のない者の増加	市立中学校で実施する定期健康診断で、う蝕がないと判定された中学校 1 年生の割合	73.2% (平成 29 年度)	75%	過去 3 年（平成 27 年～29 年）のデータでは、60%台から 70%台と大幅に増加しています。過去の実績を考慮して 75%を目標値とします。
	中学校 1 年生の一人平均むし歯数の減少	神奈川県 12 歳児学校歯科健康診査結果調査における一人平均むし歯数	0.5 本 (平成 29 年度)	1 本未満	神奈川県で一人平均むし歯数が 1 本未満の圏域を増やすことを目標としているため、第 1 次計画と同じ 1 本未満にすることを目標とします。
	小学校 6 年生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	市立小学校で実施する定期健康診断で、歯肉に炎症所見を有すると判定された小学校 6 年生の割合	15.4% (平成 29 年度)	10%	過去 3 年(平成 27 年～29 年)のデータでは増加傾向にありますが平成 27 年度から小学生を対象に実施しているブラッシング指導を今後も継続することによる減少を見込み、10%を目標値とします。
	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	市立中学校で実施する定期健康診断で、歯肉に炎症所見を有すると判定された者の割合	23.9% (平成 29 年度)	20%	過去 3 年(平成 27 年～29 年)のデータは、20%台前半で推移しており、大幅な減少傾向にはないことから、20%を目標値とします。
	妊婦でう蝕を有する者の減少	妊婦歯科健康診査において、う蝕を有すると判定された者の割合	44.7% (平成 29 年度)	40%	平成 27 年度より事業開始し、過去 2 年間(平成 28 年は 30.2%)で増加傾向にあるため、母子健康手帳交付時や、プレママ・パパ教室での口腔衛生に対する意識の啓発を行い、年間 1%の減少をめざします。
	40 歳で未処置歯を有する者の減少	成人歯科健康診査において、未処置歯を有すると判定された者(40 歳)の割合	43.5% (平成 29 年度)	35%	過去 3 年(平成 27 年～29 年)のデータでは、40%代から 50%代で推移しており、1 次計画策定時と比較して 2.6 ポイント減少しています。今後、歯科疾患予防のための普及啓発による減少を目指し、また県の直近値 (H28 : 32.5%) もふまえ 35%を目標値とします。
	60 歳で未処置歯を有する者の減少	成人歯科健康診査において、未処置歯を有すると判定された者(60 歳)の割合	41.0% (平成 29 年度)	35%	過去 3 年(平成 27 年～29 年)のデータでは、4 割前後で推移しています。今後歯科疾患予防のための普及啓発による減少を目指し、また、県の直近値 (H28 : 31.8%) もふまえ 35%を目標値とします。
	妊婦で歯肉の炎症を有する者の減少	妊婦歯科健康診査において、治療が必要な歯肉の炎症を有すると判定された者の割合	27.4% (平成 29 年度)	23%	平成 27 年度より事業開始し、過去 2 年間は横ばいで推移しています。プレママ・パパ教室での口腔衛生に対する意識の啓発を行い、年間 1%程度の減少をめざします。

区分	評価指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本目標（１） 歯科疾患の予防	40 歳で歯周疾患を有する者の減少	成人歯科健康診査において、歯周疾患を有すると判定された者(40 歳)の割合	75.0% (平成 29 年度)	50%	口腔ケアや定期的な歯科健診の必要性の普及啓発により、歯周疾患の予防や改善を目指し、また県の直近値（H28：55.6%）をふまえ、50%を目標値とします。
	60 歳で歯周疾患を有する者の割合	成人歯科健康診査において、歯周疾患を有すると判定された者(60 歳)の割合	79.2% (平成 29 年度)	60%	口腔ケアや定期的な歯科健診の必要性の普及啓発により、歯周疾患の予防や改善を目指し、また県の直近値（H28：69.3%）をふまえ、60%を目標値とします
基本目標（２） 口腔機能の獲得及び維持・向上	40 歳で喪失歯がない者の増加	成人歯科健診で、歯が 28 本以上ある人の割合	81.7% (平成 29 年度)	85%	市民意識調査の結果をもとにした結果(28 歯以上ある人の割合)は 68.3%であり、成人歯科健診結果と差があります。成人歯科健診は、歯と口腔の健康づくりへの意識の高い人が受けていることが考えられます。今後も受診率向上に向けた取組を行うとともに、安定して現状を維持できることを目指し、85%を目標値とします。
	60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の増加	成人歯科健診で、歯が 24 本以上ある人の割合	89.0% (平成 29 年度)	90%	市民意識調査の結果をもとにした結果(25 歯以上ある人の割合)は 61.5%であり、成人歯科健診と差があります。成人歯科健診は歯と口腔の健康づくりへの意識の高い人が受けていることが考えられます。今後も受診率向上に向けた取組を行うとともに、安定して現状を維持できることを目指し、90%を目標値とします。
	80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の増加	市民意識調査で、歯が 20 本以上あると回答した市民(75～84 歳)の割合	50.4% (平成 30 年度)	65%	1 次計画策定時は 57.4%であり、7 ポイント減少していますが、正しい口腔ケアや定期受診の必要性等を伝えることで、一次計画策定時より増加させることを目指し、また県の目標値（H34 年度：65%）をふまえ、65%を目標値とします。
	60 歳代における咀嚼良好者の増加	市民意識調査で、なんでもよく噛んで食べることができると回答した者(60 歳代)の割合	65.6% (平成 30 年度)	75%	1 次計画策定時(60.9%:平成 25 年度)から約 5 ポイント増加していること、70 歳代の咀嚼良好者は 73.8%であることを踏まえ、今後、オーラルフレイル予防の取組を行うことでの増加を目指して、75%を目標値とします。
	70 歳代における咀嚼良好者の増加	市民意識調査で、なんでもよく噛んで食べることができると回答した者(70 歳以上)の割合	73.8% (平成 30 年度)	75%	1 次計画策定時(75.4%:平成 25 年度)より約 2 ポイント減少していますが、70 代は全年齢の中で最も咀嚼良好者の割合が高く、オーラルフレイル予防の取組を行うことで、さらなる増加を目指して、75%を目標値とします。

基本的施策の活動指標（目標年度は 2023 年度）

区分	活動指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本的施策 (1) 情報収集及び提供	1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	1 歳 6 か月児歯科健康診査の受診率	89.9% (平成 29 年度)	93%	過去 5 年間の受診率は増加傾向にあります。さらなる受診勧奨に努め、受診率の向上を目指します。現状値をふまえ 93%を目標値とします。
	3 歳 6 か月児健康診査(歯科)の受診率	3 歳 6 か月児健康診査(歯科)の受診率	95.5% (平成 29 年度)	98%	過去 3 年間の受診率は増加傾向にあります。さらなる受診勧奨に努め、受診率の向上を目指します。現状値をふまえ 98%を目標値とします。
	市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	市立小学校でのブラッシング指導教室への参加児童数	6729 人 (累積 4 年)	7500 人 (累積 5 年)	毎年 3 学年への実施を予定しており、現在の 1, 2 年生の人数から平均人数を出し、計画期間の 5 年間を乗じて算出しています。
	妊婦歯科健康診査の受診率	妊婦歯科健康診査の受診率	27.2% (平成 29 年度)	32%	平成 27 年度より事業開始し、過去 3 年間の受診率は 24~29%で推移しています。母子健康手帳の交付時やプレママ・パパ教室で口腔衛生に対する意識の啓発を行い受診率の増加をめざします。
	成人歯科健診の受診率 (40 歳,50 歳,60 歳,70 歳)	成人歯科健康診査の各年齢ごとの受診率	40 歳 : 5.6% 50 歳 : 5.2% 60 歳 : 7.3% 70 歳 : 10.8% (平成 29 年度)	40 歳 : 10% 50 歳 : 10% 60 歳 : 10% 70 歳 : 15%	過去 3 年間受診率は、全年齢合わせて 7~8%代となっています。歯科健診の重要性の啓発や、受診勧奨通知の送付等を行うことで、受診率の向上を目指し、各年齢 10%を目標値とします。70 歳については、毎年受診率が 10%を超えているため、さらなる受診率向上を見込み、15%を目標値とします。
	成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	歯をテーマに成人を対象とした歯科健康教育への参加者数	286 人 (平成 29 年度)	300 人	シリウス健康テラスでの歯と口腔に関する講座の参加人数の実績と、講座内容や回数の追加、依頼健康教育等シリウス以外での実施の機会を考慮し、300 人を目標値とします。
	市のイベントにおいて、歯と口腔の健康づくりについて啓発を行った人数	市のイベント（やまと食育フェア、健康都市やまとフェア）において歯と口腔の健康づくりについて啓発を行った人数	433 人 (平成 29 年度)	500 人	過去の実績（H29 年度：食育フェア 247 人・やまとフェア 125 人、H28 年度：食育フェア 308 人）より、より多くの人への普及啓発を目指し、500 人を目標値とします。
	一般介護予防事業の口腔セミナー等への参加者数	一般介護予防事業の口腔セミナー等への参加者数	191 人 (平成 29 年度)	250 人	過去の実績から、250 人を目標値とします。

区分	活動指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
基本的施策 (2) 歯科健康診査の実施	1歳6か月児歯科健康診査の受診率(再掲)	1歳6か月児歯科健康診査の受診率	89.9% (平成29年度)	93%	過去5年間の受診率は増加傾向にあります。さらなる受診勧奨に努め、受診率の向上を目指します。現状値をふまえ93%を目標値とします。
	3歳6か月児健康診査(歯科)の受診率(再掲)	3歳6か月児健康診査(歯科)の受診率	95.5% (平成29年度)	98%	過去3年間の受診率は増加傾向にあります。さらなる受診勧奨に努め、受診率の向上を目指します。現状値をふまえ98%を目標値とします。
	妊婦歯科健康診査の受診率	妊婦歯科健康診査の受診率	27.2% (平成29年度)	32%	平成27年度より事業開始し、過去3年間の受診率は24~29%で推移しています。母子健康手帳の交付時やプレママ・パパ教室で口腔衛生に対する意識の啓発を行い受診率の増加をめざします。
	成人歯科健診の受診率 (40歳,50歳,60歳,70歳)	成人歯科健康診査の各年齢ごとの受診率	40歳: 5.6% 50歳: 5.2% 60歳: 7.3% 70歳: 10.8% (平成29年度)	40歳: 10% 50歳: 10% 60歳: 10% 70歳: 15%	過去3年間受診率は、全年齢で7~8%代となっています。歯科健診の重要性の啓発や、受診勧奨通知の送付等を行うことで、受診率の向上を目指し、各年齢10%を目標値とします。70歳については、毎年受診率が10%を超えているため、さらなる受診率向上を見込み、15%を目標値とします。
	健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診している人(20歳以上)の割合	市民意識調査で健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診していると回答した者(20歳以上)の割合	51.4% (平成30年度)	60%	現状値は、1次計画策定時(44.9%:H25年度)と比較して、6.5ポイント増加しています。定期的な歯科受診の重要性について啓発していくことで、今後5年間でも同程度の増加を見込み、60%を目標値とします。
	かかりつけ歯科医をもつ人(成人)の割合	市民意識調査で、かかりつけ歯科医を持っていると回答した人の割合	76.5% (平成30年度)	80%	かかりつけ歯科医をもつことは、歯科疾患の予防と早期治療のために大切であるため、指標に追加します。かかりつけ歯科医をもつことの重要性を普及啓発することで、現状値(76.5%)からの増加を目指し、80%を目標値とします。
基本的施策 (3) 障がい者・要介護者に係る施策	大和市保健福祉センターにおける障がい者(児)歯科健診の受診者数	障がい者(児)歯科健診の受診者数	37名 (平成29年度)	60名	健診の定員が60人であるため、60人を目標値とします。
	障がい者施設への訪問によって、歯科健診や口腔ケア指導(歯科衛生教室)を受けた障がい者の割合	障がい者施設を訪問して実施する歯科健診や口腔ケア指導(歯科衛生教室)を受けた障がい者の割合(各施設の利用予定者に対する実際に利用できた人の割合)	75% (平成29年度)	80%	体調や障がいの特性等によって、当日に利用できなくなる方もおられ、各回の利用者割合は平均75%となっています。障がい特性等を考慮した事前調整に努め、平均80%の利用者割合を目標とします。
	ケアマネジャー等介護従事者に向け、歯科保健の知識及び市の歯科保健における取組を普及啓発した回数	ケアマネジャー等介護従事者に向け、歯科口腔保健管理に関する指導、助言を実施した回数	実施なし (平成29年度)	年に1回	市の歯科保健における取組の現状や情報提供のため、年1回を目標とします。

区分	活動指標	データ根拠	現状値	目標値	目標値の考え方
口腔がん対策 基本的施策（４）	口腔がん検診の受診者数	口腔がん検診の受診者数	74 名 (平成 29 年度)	90 名	口腔がん検診は、歯科医師会が実施主体であり、綾瀬市民も対象です。定員 45 名で年 3 回実施しており、3 回中 2 回は大和市での実施であるため、2 回の定員を満たす、90 名を目標値とします。
歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成 基本的施策（５）	8020 運動推進員が普及啓発活動を行った際に参加した市民の人数	8020 運動推進員が普及啓発活動を行った際に参加した市民の数	3,039 人 (平成 29 年度)	5,500 人	過去 3 年間の実績は、平成 27 年度（2,119 人）から平成 29 年度（3,039 人）と 2 年間で、920 人増加しています。今後 5 年間においても、同程度の増加を見込み、5,500 人を目標値とします。
その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策 基本的施策（６）	高齢者の訪問栄養相談において口腔機能の課題該当から非該当になった人の割合	高齢者の訪問栄養相談において口腔機能の課題該当から非該当になった人の割合	64% (平成 29 年度)	70%	平成 29 年度開始の事業であり、平成 29 年度は 64%の人に改善が見られました。今後、より効果的な対象を検討して事業を行っていく中で、70%以上を維持していくことを目標とします。
	災害時の口腔ケアについて普及啓発を行った人数	防災フェスタ等で災害時の口腔ケアについて啓発を行った人数	450 人 (平成 29 年度)	500 人	過去の実績より多くの人への啓発を目指し、今後の増加を見込んで 500 人を目標値とします。

計画策定の経過

平成 30 年	5 月	食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査 対象：2,500 名 回収：884 名 回収率：35.4%
	6 月	関係団体への意見聴取 一般社団法人 大和歯科医師会 神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課
	9 月	学識経験者への意見聴取 神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター 芦垣 紀彦 歯科医師
	12 月	市民意見公募手続（パブリックコメント）
平成 31 年	3 月	大和市議会への情報提供

【用語解説】

あ行

・う蝕(うしょく)

一般的にむし歯のこと。口腔内の細菌が食物中の糖분을栄養にして酸を作り、その酸によって硬い歯が溶かされる病気である。う蝕になった歯をう歯(うし)という。

・嚥下

食べ物、飲み物を飲み込むこと。

・オーラルフレイル

「わずかなむせ」、「食べこぼし」、「発音がはっきりしない」、「噛めないものの増加」などささいな口腔機能の低下から始まる、心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態のこと。

・おいきいき講座

噛むこと、飲み込むことの機能の確認や、一人ひとりにあったブラッシング方法を知ることができる。また、お口の機能を高め唾液の分泌をよくし、食事がおいしく感じる効果のある健口体操も行う。

か行

・介護予防サポーター

介護予防や認知症についての正しい知識を得るために大和市が開催している「介護予防サポーター講座」を受講した方。

・かかりつけ歯科医

歯の治療だけでなく、定期健診や歯に関する相談などさまざまな面でサポートする身近な歯科医療機関のこと。

・ケアマネジャー

介護保険法において要介護(支援)認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。

・健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

・健口体操(けんこうたいそう)

顔や舌の筋肉を動かしたり、唾液の分泌を促したりすることで口の機能を維持・向上させる体操。

「顔面体操」や「舌体操」、「唾液腺マッサージ」等の種類がある。

・健康日本21

21世紀における国民の健康づくり運動のことで、国が、国民の健康の増進に関する基本的な方向や目標に関する事項等を示したもの。

・健康普及員

各自治会から選出され、市内11地区に分かれて地域の組織と連携しながら、市民の健康づくりを積極的に進めている。また各地域の健康課題を見据えながら、健康づくりの情報提供や実践に向けた場の提供なども行っている。

・口腔(こうくう)

口からのどまでの空洞部分(口の中)のこと。

医科・歯科では「こうくう」と読む。

・口腔がん

顎口腔領域にできる悪性腫瘍の総称。発生部位により舌(ぜつ)がん、歯肉がん、口底癌[下顎の歯肉と舌の間にできるがん]、頬粘膜がん、口唇がん、硬口蓋がんなどがある。原因として、歯や補綴物[ぼてつぶつ]の粘膜への刺激、喫煙・飲酒などがあげられる。また、「白板症」や「紅板症」などの口腔粘膜疾患を放置しておくと癌化する可能性がある。

・口腔機能

噛む、食べる、飲み込む、唾液の分泌、発音・発語などの口の機能のこと。

・口腔ケア

口腔内の歯、粘膜及び舌などの汚れの除去並びに口腔機能の維持・回復を目的とした措置の総称。自分自身で行うケア、歯科医師・歯科衛生士によるアドバイス・専門的歯面清掃・口腔機能訓練、要介護者に対する介護職や看護職によるケアがある。

・咬合

歯の噛み合わせのこと。上下の歯が接触すること。

・誤嚥(ごえん)

飲食物、食べかす、唾液、口腔細菌などが誤って気道に入ること。

・誤嚥性肺炎

誤嚥した飲食物や唾液と共に、口腔内細菌が気道から肺に入ることによって起こる肺炎。

・子育てサロン

子どものおもちゃや、授乳・離乳食スペースもあり親子でくつろげる場所。絵本の読み聞かせや手遊びなども実施している。また、月一度、小児科医、保健師、管理栄養士、保育士による身体測定と育児相談を行っている。

さ行

・歯垢

歯垢はデンタルプラークとも言われ、歯に付着した細菌の凝集塊である。白色または黄白色の堆積物で、歯みがきの難しい歯間部や歯頸部に形成されやすい。付着部位によりむし歯や歯周病の原因になる。

・食育・歯及び口腔の健康づくりに関する市民意識調査

本計画の策定に当たって、大和市民の歯と口腔の健康に関する現状を把握するため、平成30年5月下旬～6月上旬に、大和市に居住する16歳以上の男女を対象に実施した。

・食生活改善推進員

大和市が開催する食生活改善推進員養成講座の受講修了後、大和市食生活改善推進協議会に入会した人。養成講座で勉強した栄養に関する知識をもとに、生活習慣病予防のための料理教室、地域のお祭りやふれあい広場への参加、地区の社会福祉協議会への協力など多岐に渡り、地域でのボランティア活動をしている。

・歯周病

歯をとりまく歯肉や歯を支えている骨が壊される病気。

・歯肉炎

歯肉に限定した炎症のこと。歯垢(＝プラーク：歯や入れ歯等に付着した細菌の塊)が原因となって発症することが多く、その他、薬剤の副作用やストレス、喫煙及び栄養障がい、ホルモン(妊娠性、思春期性)なども関与している場合がある。

・歯列

歯並びのこと。

・事務事業評価

行政評価の1つ。市の仕事が目指す目標に向け、着実に成果を上げているか、市民の役に立っているか評価し、改善改革につなげていくものをいう。

・生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣深く関与して発症する疾患の総称。

・セルフケア

自分で自身の健康を管理すること。歯科では、歯みがき歯間清掃用具(デンタルフロス等)の使用、フッ素配合歯みがき剤の使用等がある。

・咀嚼(そしゃく)

食べ物を噛んで粉砕し、飲み込みやすい状態にすること。

た行

・つどいの広場「こども一る」

親子が気軽に集い、親の子育てへの負担緩和を図り、地域の子育て支援の輪をつくる拠点。

は行

・8020(ハチマルニイマル)運動

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

・8020運動推進員

神奈川県で平成23年から養成・育成している健口^{けんこう}体操等^{たいそう}を通じて歯と口腔の健康づくりを普及する県民ボランティアのこと。

・ ひまわりサロン

要介護(支援)認定を受けていない65歳以上の方々を対象に、体操・ゲーム等のレクリエーションを行っている地域住民の交流の場。認知症予防、転倒予防等のプログラムも行なっている。

・ フッ素塗布

歯科医師・歯科衛生士が、濃度の高いフッ素化物溶液やゲル(フッ化ナトリウム)を歯に塗布すること。フッ化物イオンにより歯質の耐酸性の向上、再石灰化等によりむし歯を予防する方法。

・ ブラッシング

歯みがきのこと。

・ 不正咬合

上下の歯が適切に噛み合っていない状態のこと。
不正咬合は、上あごと下あごの位置がずれている骨格性のもの、歯とあごの大きさのバランスが悪いことによって、歯と歯の間にでこぼこやすきまが生じる歯性のものなど、さまざまな種類がある。

ま行

・ 未処置歯

治療が必要なむし歯のこと。
治療途中の歯や治療した歯にむし歯が再発している歯についても、未処置歯に含む。

・ ミュータンス菌

むし歯の原因となる細菌のひとつ。食べ物や飲み物に含まれる糖分を利用し増殖すると同時に不溶性のグルカンを形成し歯に強固に付着し、それを基に、細菌塊を形成する。また糖を利用したことで、酸が産生され、結果的に歯を脱灰しむし歯を発症させる。

や行

・ 要介護

日常生活を営むうえで、食事や排泄などの基本的な動作について自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要すること。

ら行

・ ライフステージ

人の一生を乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期などと節目ごとに分けた、それぞれの段階。

・ 6歳臼歯

6歳頃を目安に乳歯の奥歯のさらに奥側に生える永久歯で第一大臼歯のこと。永久歯のなかで一番大きく噛む力もとても強く、後から生えてくる永久歯の並びを決める大切な歯である。しかし、生え始めてから、しっかり生えるまでに時間がかかり、溝が深く多いこと硬さが十分でないことから永久歯の中で最もむし歯になりやすく早く失ってしまいやすい歯である。

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年八月十日法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民の健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわ

たって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「歯及び口腔^{くわう}の健康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能^{くわう}を維持することをいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりは、未病の改善(心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。)につながるものとして、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりについての理解を深め、必要に応じて県、市町村等が実施する歯科検診その他の事業及び施策を活用し、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、県が実施する歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第7条 教育関係者等(食育基本法(平成17年法律第63号)第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。)及び医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。)は、それぞれの業務において、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(県民に対する支援)

第8条 県は、県民が歯及び口腔の健康づくりに関する理解を深め、県民による歯及び口腔の健康づくりに関する活動への参加を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第9条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して歯及び口腔の健康づくりを推進するための体制を整備すること。
- (3) 歯科と医科との適切な連携(歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。)による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進すること。
- (4) 8020(はちまるにいまる)運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。)、オーラルフレイル対策(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。)その他年齢に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進すること。
- (5) フッ化物応用その他の虫歯を予防する対策を実施する市町村その他の関係機関に対し情報の提供等を行うこと。
- (6) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨を行うこと。
- (7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者、介護を必要とする高齢者、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (8) 歯科保健業務に従事する人材を育成すること。
- (9) 歯及び口腔の健康づくりに関するボランティア活動を支援すること。
- (10) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。
- (11) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。

(歯及び口腔の健康づくり推進計画)

第11条 知事は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画(以下「歯及び口腔の健康づくり推進計画」という。)を定めなければならない。

2 歯及び口腔の健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めるに当たっては、県民、市町村、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに取り組む団体その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の変更について準用する。
(実態調査等)

第12条 知事は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の状況その他の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する実態を調査し、その結果を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査のほか、幼児、児童及び生徒の歯科疾患に関する情報を定期的に収集するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市の責務並びに市民、歯科医師等、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔の状態に応じて、適切かつ効果的に取組を進めることが子どもの健やかな成長、歯及び口腔の疾患の早期発見及び早期治療、生活習慣病の予防、介護予防等市民の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、市民の日常生活における自主的な取組を促すとともに、保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加すること等により、生涯にわたって、自らの歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第6条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること。
- (3) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (4) 口腔がん対策に関すること。

(5) 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成に関すること。

(6) その他歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画)

第8条 市長は、前条に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。